

第2章 発足期の体制

第1節 大学の発足

1. 入学式と開学記念式

(1) 第一回入試

昭和24年3月9日、熊本大学設置認可の情報が伝えられたのに続いて、3月12日大学の入試・受付日につき東京にあった五高校長竹内氏より、熊本工専内の熊本大学創設事務所宛、電文が入った。

これに対する大学側の対応は、広本メモによると、4月9日に大学設置（準備）委員会が開かれ入学試験委員を決め、11日に大学入試関係の教務課長会議、13日大学入試委員会で「大学案内」を審議、14日大学入試委員会、16日募集要項、名票等を決め、19日に医大本部で試験委員会、27日に医大で教務課長会議が開かれ、30日に熊大募集要項が出来上っている。

5月13日より開始された入学志願者募集が締切られたのは5月26日で、5月29日付朝日新聞によると、入学願書受付は2214名で定員1070名の2倍となっている。このうち女子学生は教育学部57名、薬学部10名をはじめ計79名に上っている。各学部の受験者数は、文科115(100)、法科316(100)、^注理甲80(70)、^注理乙533(40)、薬学149(80)、工学663(200)、教育358(480)であって、競争の激しいのは理乙の13人に1人、工学部の3人に1人であるが、教育学部は定員にはなお120名の不足となっている。（注 理甲は理学部入学者、理乙は医学部進学者）

熊本大学第一回入学試験は6月15日から17日まで行われ、入試風景は次のとおりであった。

待望の熊本大学第一回入学試験が15日から始った。すでに青葉の候、いささか季節はずれの入試であるが、女性も交え、理科1408名、文科667名が晴れの角帽めざして額も汗ばみながら答案のペンを走らせる。一方試験場の外では共産党の学生細胞がビラをはりまわしたり出版物の売出しをやるなど水ももらさぬ宣伝ぶりに受験生を驚かせば、気の早い帽子屋が角帽、金ボタンは当店でとビラはもち論ロード・スタンプまでくり出し、まさに受験風景のアプレゲールというところ（「西日本新聞」昭24.6.17）

さらにまた、当時の関係者の言葉によれば、受験阻止を叫ぶ一団の学生がいて、これらとこぜり合いの末試験場に入ったということであった。これらの学生は先にふれたが、総合大学案に反対を唱えていた一部の五高生や医大生であったと思われる。

6月29日合格発表が行なわれた後、二次募集が行われ、7月末に最終的な合格者が決定した。8月2日の学部長会議において報告された入試合格者は定員1070名に対して1064名であった。但し実際の24年度入学者は理(甲)と教育2年課程が大幅に増えて1154名となっている。（学生部部局史、入学者一覧参照）

さてこの時期の受験者は、大学入試以前に大学進学適性検査を受けており、24年度は1月31

日に実施され、熊本でも3000名余りが受けていた。進学適性検査は、占領軍の示唆により戦後の教育改革の一環として昭和22年度より実施された選抜制度であるが、大学への進学率の上昇により次第に煩雑となり、高校側と大学側の双方から反対論が強くなったため、大学入学者選抜における進学適性検査は8年間実施された後、昭和30年（1955）に廃止された。

（2）第一回入学式

かくして昭和24年9月1日、熊本大学第一回入学式が挙行される運びとなった。式典は午前10時より旧五高講堂（現在その跡に教養部E棟が建っている）において挙行され、席上鱒淵学長事務取扱は1100余名の新入生に対して次のような式辞を述べたのである。

新制国立大学は5月31日国立学校設置法の発布と共に発足したのでありますが、本学に於いては5月13日より学生募集を開始し7月末男子1037名、女子63名の合格者を決定致しました。その後鋭意開学の準備を急ぎ本日ここに入学式を挙行する運びとなったのであります。今6つの学部を有し旧帝大に次ぐ全国有数の総合大学として待望の熊本大学の発足を見るに当り過去2年間迂回曲折の経過を顧りみますと転た感慨深いものがあります。この際特に県市当局初め各方面の御支援に対し深く感謝の意を表すると共に絶えず努力を続けて来た同僚各位に敬意を表する次第であります。

本日民事部クツ大佐初め各方面の来賓の御臨席を得まして第一回の入学式を挙行致します事は本学の最も光栄とする所であります。私はこの際所懐の一端を述べて新入生諸君への祝辞とも激励の辞とも致したいと存じます。

選ばれた者の責任

先に義務制の中学が開かれ、更に新制の高等学校が開校され、今新制大学が発足して、此度の学制改革は一応軌道に乗った形であります。然し教育基本法に規定された学問の機会均等とか勉学の自由とかは、我国の現状からして、その実現の困難な事は6・3制の現状を見ても分ります。大学は各県に出来たと云え、相変わらず大学の門は狭いのであります。特に中央の大学、優秀な大学には志願者が殺到します。又男女共学は実現したけれどもその間に何等の斟酌はなく大学の門は女子には特に狭かったと云はねばなりません。即ち諸君は皆相当激しい競争試験を経て入学された者で慶賀の至りに存じます。

然し諸君は、この喜びの裏には又義務と責任のある事を知って貰はねばなりません。国費によって経営される国立大学に学ぶ者は、国民の期待に背かず、国家有用の材たる義務があるのであります。又不幸にして本学の門を潜り得なかった多くの級友に対しては、大学を有効に利用し之等の人に代って、平和国家建設に役立つ責任があります。

この義務と責任は、選ばれた者の忘れてはならない所であります。即ち諸君の大学生活は、決して個人の私生活ではありません。国民と級友に見守られた公的生活である事を銘記して貰い度いのであります。

新制大学の目的

大学の目的が研究と教育である事は従来と変りはないが、此度の学制改革の最も大きな狙いは教育面に於ける一般教養であります。

従来の大学教育は余りに専門的であり職業的でありました。学問としては深みもあり一応纏って居た様であります。眼界が狭くて融通性のない嫌いがありました。その結果人間としては偏狭独善的で、封建的になり勝て、その結果最高学府を出た知識人迄も此度の様な無謀な戦争に迄引摺られ、今

日の悲惨な状態を招いたとも考えられるのであります。

今や戦争を放棄した我国の教育は、当然平和国家の建設に役立つ人間の養成を目的としなければならぬのであります。新制大学に於ては、正義と自由を愛し、勤労と責任を重んじ、個性豊かで自主的精神を有つ人間の養成を目的とするもので、この点に於て重要な役割りを演ずるものが、一般教養であります。即ち専門家や学者を作る前に先づ人間を作る事にあるので、要するに良識ある社会人を作る事が主なる目的であります。

大学は又研究機関であつて、我国の学問の水準を高めて行く責任を負うものではあります。元來学修とか研究とか云う事は、人間一生の仕事であつて、僅か数年の大学生生活中にその藎奥を極めるなど云う事は出来るものではありません。新制大学は、教授も学生も一緒に思索し研究する所で、かくして諸君に学徒としての正しい態度、研究の正しい方法を会得せしめて、将来の発展の基礎を作る所であります。職業と云う小さな殻の中に学生を閉ち籠めたり、学問の切売りをして学士号を与える事が目的ではないのであります。諸君は宜しくその使命と立場を理解し、今日より正しい学修の態度を決めてかからねばなりません。

自治の限界

大学には学問の自由と生活の自治があると云はれて居ります。然し乍ら人間として社会生活を営む以上絶対の自由とか自治のある筈はありません。況んや諸君は知識人であり、最高学府に学ぶ者として義務と責任のある事は前に述べた如くであります。唯諸君には自らその在り方を定め、自ら之を守る所に、自由と自治の意義があります。大学は決して無用の干渉をしたり、不当な圧迫を加える事は致しません。然し大学の目的達成に支障を来す様な言動に対しては、或種の制約を加える事も亦止むを得ない所であります。諸君が所謂大学の自由と自治を守らんと欲するならば、大学の使命と諸君の立場をよく認識し、諸君の責任に於ての自由と自治を確立すべきであります。

此の際特に断つて置く事は学生の身分に就てであります。諸君は学生であつて社会人ではない。教場は職場ではありません。故に諸君が思想なり研究なりを実行に移す場合には冷静に判断して学生の身分を逸脱しない様にして貰ひ度いのであります。

大学に於ては特定の政党に関する教育や政治活動は禁ぜられて居ります。この事は学の内外を問わず忘れて貰つては困るのであります。特に少数の人の意見に附和雷同したり、学外の個人や団体の指示によって軽率妄動する様な事があってはなりません。あく迄も知識人として、理性によって判断し、個人の自由と尊厳を重んじて行動して貰ひ度いのであります。

諸君は本学最初の学生として香り高い学風を樹立する責任があります。諸君の行動は好むと好まざるとに拘らず、後進の倣う所となるであります。之に関しては本大学を構成する諸学校の歴史を重んぜられなければなりません。民主主義と云う事は、古き物の総てを棄て去る事ではありません。よき伝統は重んぜられなければならないのであります。

最後に私は礼節について一言したい。衣食足らざる所礼節無しと云う人もあるが、私は耐之生活に於てこそ礼節が必要であると思ひます。道義頽れて個人の自由とか権利のみが主張される時代には、礼節を守る事から道義心を喚起すべきであります。かかる時代にこそ礼節が必要ではないかと思ひます。況んや師弟の情誼なき所には教育の効果は断つて揚りませぬ。素より従來の大学に見られた如きセクショナルリズムや、盲従的態度は排すべきであります。教育が専門的になり職業的になる程、教える者と教わる者との接触は密で、師弟の情誼は濃やかであるべきであります。要するに人格と人格の接触なくしては眞の教育はない事を銘記して貰ひ度いのであります。

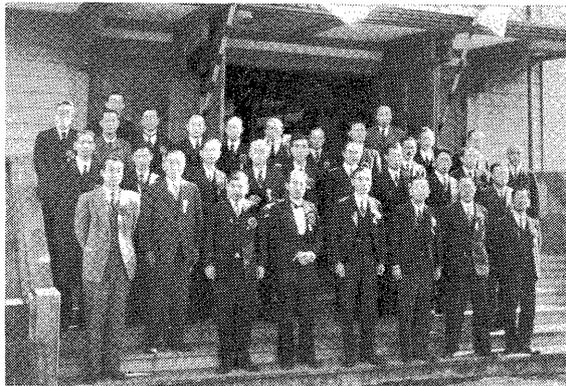
思えば諸君の責任も重いが、諸君の大学生活はそれだけ意義深く前途は実に洋々たるものがあります。どうか本日入学を祝福された諸君は1人の落伍者もなく4年ないし6年の学園生活を終えて社会に出てその真価を発揮し以て本学の名声を昂揚せられんことを切望して止みません。

大学内外の厳しい状況の中、10月下旬正式発令の遅れていた教授陣が、医学部を除いてやっと全学部発令された。しかし20年7月の空襲で市内のほとんどを焼失して以来、住宅事情の極度に悪い熊本市内では、教職員の住居が不足し、大学構内に居住している教官は68世帯、職員は36世帯に上っており（「熊日新聞」昭24・9・14）、このような状態では新任の教授の招聘も危ぶまれた。その上初代学長もまだ決まらないまま、11月15日に開学記念式が挙行されることとなり、その準備が進められたのである。

（3）開学記念式

11月15日、熊本総合大学誘致運動に対して多大の協力ならびに支援を与えられた関係者を招き、盛大な開学記念式典が催された。招待者は文部省、在京先輩、国会議員、各国立大学、九州各県知事、熊本県及び県議会、市町村及び市議会、県内各学校、各官公団体、各新聞社、各学部（前身校）同窓会、期成会関係者など多数に上り、15日午前10時より旧五高講堂において式典と祝宴が行われた。

鰐淵学長事務取扱の式辞に続いて、期成会長熊本県知事桜井三郎、進駐軍中佐シングルトン、熊本女子大学長北村直躬、熊本県町村会長井上健三郎、佐賀大学長西久光、熊大職員代表河瀬嘉一、熊本県議会議長大久保勢輔、文部大臣高瀬荘太郎、熊本大学学生総務委員長上田亮哉などの各氏より祝辞が述べられたのである。これに先立って徳富猪一郎氏、在ハワイ県民代表上田又蔵氏より祝いの書簡が送られている。



開学記念式典記念写真

さて開学記念式行事は15日より23日まで続けられ、その間、レコード鑑賞会、美術展覧会、討論会、弁論会、演劇会、音楽会、映画会、記念講演会、学部対抗競技会が開かれた。記念講演会は熊本市公会堂ばかりでなく、人吉、水俣、荒尾、天草の各市郡でも開催された。

2. 学則の制定

大学運営の大綱である学則を制定するため「熊本大学学則委員会」の委員が発令されたのは、熊大発足年度末の昭和25年2月17日であった。『熊本大学沿革』によるとその委員会は、各学部代表委員6名と図書館代表委員1名と事務局側委員8名より構成され、事務局側委員は

事務局長、庶務課長、会計課長、文書係長、調査係長、学生部長、教務課長、厚生課長であった。

『熊大時報』(25・3・15付)によると第一回目の委員会が開かれたのは、委員発令後約1カ月の3月13日であり、第二回目は3月20日に開催予定となっている。これ以後何回の学則委員会が開かれたのか不明であるが、『協議(委員)会記録』によると、その最後の学則審議が行われたのは6月8日であった。

その後7月1日の部局長会議において、一部補足改正が報告され、25年7月20日付で「熊本大学学則」が制定された。この時制定された学則は次のとおりであった。

熊本大学学則

一. 学部通則

第1章 学年及び学期

第1条 学年は4月1日に始まり翌3月31日に終る。

第2条 学年の定期休業日は左の通りとする。

日曜日及び国民祝日

夏季休業 7月11日から9月10日まで

冬季休業 12月25日から1月10日まで

春季休業 3月16日から4月10日まで

開学記念日 11月1日

2 臨時休業日は必要に応じて学長がその都度定める。

第3条 学年を2学期に分け、第1学期を4月1日から10月15日まで、第2学期を10月16日から翌年3月31日までとする。

第2章 部科の組織収容定員及び職員組織

第4条 各学部 に所属する科の種類及び学生の収容定員は次の通りとする。

法文学部 法学科 400名 哲学科 100名 史学科 100名 文学科 200名

教育学部 1280名 (内2年課程640名)

理学部 数学科 80名 物理学科 60名 化学科 60名 生物学科 40名

地学科 40名 理科乙 80名

医学部 320名

薬学部 薬剤学科 160名 製薬学科 160名

工学部 土木建築工学科 220名 機械工学科 120名 採鉱冶金学科 160名 電気工学科

180名 工業化学科 120名

第5条 本学の職員組織は国立学校設置法施行規則の定めるところによる。

第3章 入学及び編入

第6条 入学を志願できる者は学校教育法第56条に定める資格を有するものとする。

2 志願手続及び選抜方法については別に定める。

第7条 入学者は入学許可後2週間以内に所定の保証書を提出し入学料を納付しなければならない。

2 前項の手続をとらないときは入学許可を取り消すことがある。

3 既納の入学料はいかなる場合にも返還しない。

第8条 第2年以上の学年への編入は、第6条及び第7条の規定を準用する。

第9条 各学部はその学部規定の定めるところにより選科生、聴講生及び研究生をおくことができる。

第4章 学科課程

第10条 各学部学生は在学中所定の一般教養課程、体育課程及び専門課程を修了しなければならない。

第11条 各学科課程の科目単位及び履修方法は別に定める。

第12条 各学科課程の科目を修了した者には所定の単位を与える。

2 修了の認定は出席状況及び学力考査によって行う。

第5章 休学・転学・退学・除籍及び懲戒

第13条 学生は左の場合、学部長を経、学長の許可を得てその学期又は学年を限り休学することができる。

一 病気のためひきつづき2月以上修学不能のとき。

二 その他特別の事由のあるとき。

2 前項の休学期間は在学期間に算入しない。

第14条 休学はこれを更新することができる。但しその期間は通算して所属学部の修業年限を超えることはできない。

第15条 学内で転部を志望し、又は他の大学の学生で本学に転学を志望する者があるときは欠員のがある場合に限り学部規程の定めるところによりこれを許可することができる。

第16条 退学または他の大学に転学しようとするときは事由を具し所属学部長を経て学長へ願い出なければならない。

第17条 再入学は退学後2年以内に願い出た者に限り、学部の議を経て学長がこれを許可することができる。この場合は第7条を準用する。但し入学の時期は各学期の始めとする。

第18条 在学期間が各学部の修業年限の2倍に及んでも所定の課程を修了することができない者は除籍する。

2 左の場合学長は学部の議を経て学生を除籍することができる。

一 正常な事由がなくて欠席が長期にわたるとき。

二 正当な事由がなくて授業料を滞納したとき。

三 成業の見込のないとき。

第19条 学則に背き又は学生の本分にもとる行為があったときは、学部の議を経て学長がこれを懲戒する。

2 懲戒は謹慎、停学及び放学とする。

第6章 授業料

第20条 授業料は年額金3,600円とし、毎年2期にわけて徴収する。

2 第2期分は第二学期授業開始後15日以内に各金1,800円宛納付しなければならない。

3 既納の授業料は返還しない。

第21条 授業料月割分納の許可をうけようとする場合は、毎学期授業開始前に事由を具し学部長を経て学長に願い出なければならない。

2 前項の許可があった場合は、授業料月額300円をその月15日までに納付するものとする。

第22条 授業料の徴収期において納付困難な場合は、その都度学部長を経て学長に延期を願い出なければならない。

第23条 学費の支弁が困難なため授業料の免除を受けようとするものは、1学年毎に第1学期授業開始前に事由を具し学部長を経て学長に願い出なければならない。

2 前項の許可のあった後で、免除の事由が消滅したときは、その翌月から授業料月額300円の割で納付しなければならない。

第24条 休学の許可をうけた場合は、その休学期間中の授業料は徴収しない。

第25条 退学、除籍、又は放学的場合、その期の授業料は徴収する。停学期間中の授業料は徴収する。

第7章 卒業及び修了

第26条 大学に通算4年（但し医学部にあっては6年）以上在学し、且つ所定の課程を修了した者には、卒業証書を授与する。

第27条 卒業者は次の区分に従って学士と称することができる。

法文学部 法学士又は文学士 教育学部（未定） 理学部 理学士 医学部 医学士
薬学部 薬学士 工学部 工学士

第28条 教育学部2年課程を修了した者には、修了証書を授与する。

第8章 寄宿舎

第29条 本学に寄宿舎を置く。

2 寄宿舎に関する規則は別に定める。

第30条 寄宿料は年1,200円とし授業料の規定に準じて納付するものとする。

附 則

第1条 この通則は昭和24年6月1日から施行する。

第2条 この通則の改正は、大学の管理機関が成立するまでは、これに代る機関（大学協議委員会）の議を経て行う。

二. 学部共通細則

第1章 保証書及び保証人

第1条 入学者は学部通則の定めるところにより保証人連署の保証書を学長に提出しなければならない。

第2条 前条の保証書に連署した保証人は、本学の教育方針に協力し学生の一身上の責任を負うものとする。

第3条 保証人に異動があった場合は、すみやかに届け出なければならない。

第2章 通学及び厚生

第4条 学生は学年の始めに宿所を学部長に届け出なければならない。又宿所異動の際はすみやかに届け出るものとする。

第5条 通学の際は、必ず学生証を携帯しなければならない。

2 通学の際は必ず別に定めた本学の標章及び学部識別章（法文学部法科専攻者はJ，文科専攻者はL，教育学部E，理学部S，医学部M，薬学部P，工学部T）を附し、本学学生としての自覚ある服装でなければならない。

第6条 講義の聴講には必ず所定の手続を経なければならない。特に規定する場合の外は、他学部の聴講には、所属学部長及び当該学部長が許可がなければ聴講することはできない。

第7条 学生は毎年1回規定の身体検査を受けなければならない。学生部長は学生の健康管理の必要

に応じ、治療を命じ又登学を停止することができる。

第8条 学生は別に定める規定に従って本学の医療施設を利用することができる。

第9条 本学の施設を使用する場合は管理者の許可を要する。

第3章 学生証

第10条 学生証は毎学年の始め学部において交付する。

第11条 学生証の交付を受ける場合には、写真（半身脱帽縦3.6センチ、横3センチ）1枚を提出せねばならない。但し第二次以後は旧学生証の提出をもってこれに代える。

第12条 教室、研究室、図書館に出入し、又医療、厚生施設を利用するときは、学生証を呈示しなければならない。

2 学生証は図書館の図書閲覧票に充てられるものとする。

第13条 学生証を汚損又は紛失したときはすみやかに届け出て再交付を受けなければならない。

2 再交付の際は手数料20円を徴収する。

第14条 本学の学籍をはなれる際は学生証を返付しなければならない。

第4章 団体、集会掲示、出版

第15条 学生が学内団体を組織する時には、責任代表者3名以上連署して学生部長に願い出て許可を受けなければならない。但し学科会、同級会は関係教官に届け出て、その指導を受けるものとする。

2 学内団体の規約又は出願事項を変更する時には学生部長に願い出て許可を受けなければならない。

第16条 学生が学内で集会を行う時には、その主催の責任代表者は学生部長に願い出て許可を受けなければならない。

2 教育学部、医学部薬学部内で行う集会は、その学部教務係を通じて学生部長の許可を受けなければならない。

第17条 学生が学内で掲示をする場合には、学生部長の許可を受けて所定の場所にしなければならない。

2 学生が学内で、ビラ、パンフレット等を配布する場合には、学生部長に願い出て許可を受けなければならない。

3 教育学部、医学部、薬学部内に掲示したり、ビラ、パンフレット等を配布したりする場合には、その学部教務係を通じて学生部長の許可を受けなければならない。

第18条 学生が学内で頒布する印刷物、刊行物を作る場合には、学生部長に願い出て許可を受けなければならない。又その印刷物、刊行物を学生部に提出しなければならない。

三. 一般教養課程及び体育課程履修規程

第1条 一般教養科目は次の系列に分ける。

- 一 人文科学 哲学、倫理学、心理学、歴史学、教育学、国文学、外国文学、美術史等
- 二 社会科学 法学、政治学、経済学、社会学、人文地理学、教育学等
- 三 自然科学 数学、統計学、物理学、天文学、化学、地学、生物学等
- 四 外国語 英語、独語、仏語、露語等

第2条 学生は外国語を2年履修し各学部所定の単位を取得しなければならない。

2 体育科目は講義、実技各々2単位以上を取得しなければならない。

3 文科系学部学生は、1.2.の外に人文科学、社会科学、自然科学の3系列にわたってそれぞれ2科目以上宛合計10科目以上を選択履修し、合計40単位以上を取得しなければならない。

4 理科系学部学生は、1.2.の外に人文科学、社会科学、自然科学の3系列にわたってそれぞれ2科目以上宛合計9科目以上を選択履修し、合計36単位以上を取得しなければならない。但し理学部乙の学生は、2年の中に別に定められた科目をあわせて60単位以上を取得しなければならない。

第3条 一般教養科目の講義題目、担当教官、所属学科名、時間割単位数等は学年の始めに告示する。

2 学生は各自履修科目を選択して所定の届け出をなし、承認を得なければならない。

第4条 科目修了の認定は優、良、可、不可の評語をもって表わし、不可は不合格とする。

第5条 教育学部2年課程の履修規程は、別に教育学部規程によって定める。

学則は(1)学部通則、(2)学部共通細則、(3)一般教養課程及び体育課程履修規定により成っており、学部通則は1章学年及び学期、2章部科の組織収容定員及び職員組織、3章入学及び編入、4章学科課程、5章休学、転部、転学、退学、除籍及び懲戒、6章授業料、7章卒業及び修了、8章寄宿舎となっていた。続いて27年、学部通則第5章に「身体検査」が、第9章に「研究生、選科生、聴講生」が追加され、学部通則は10章となって、24年6月1日より遡上って施行された。翌28年度には、学部通則が「学則」として独立した規則とされ、学士号については理学士、医学士、薬学士、工学士のほか、あいまいだった法文学部が法学士と文学士、教育学部が教育学士と称することになった。

第2節 各学部教育構想の具体化

1. 理学部充実問題

理学部はその発足に際して旧五高理系の組織・施設を母胎にしたとは言え、同じ理系である工学部に比して講座・教官、施設・設備ともに大きく劣り、設置認可の条件として文部省より、工学部の理系4講座(数学・物理・化学・地学)を理学部に移し、図書・機械・器具・標本・設備の充実を計ることが指示されていた。理学部では24年9月の第一回入学式後、工学部との折衝準備を開始し、まず最初に工学部の施設転用について協議を行うことになった。

一方この問題は大学設置認可の条件でもあり、学長問題が一段落した25年1月早々、学長主催による施設懇談会が開かれ、理学部建設は熊本総合大学における最重要事項として最も関係ある理、工学部より4名位、他学部より1名の委員を出し全学的に協議推進してゆくことが決定された。

しかし8月末までには片づくとは見られていた理、工学部間の施設分譲交渉は、8月に入っても工専地質学科所有であった顕微鏡分配をめぐって難行していた。そこでこの問題を解決するため、10月2日の施設委員会において学長より全部で15台の顕微鏡を理2、工1の割合に分

ける調停案が提出され、両学部は一応この案を了承した。

その後も理工学部協定委員において施設配分について交渉が続けられたが、昭和26年8月1日現在の「設置認可条件履行調査」によると、理学部の今後の履行計画は依然「工学部施設の一部（4講座分）を速やかに移行、県よりの寄付金及び国費を以て図書、機械、器具、標本の充実に努める」となっており、学部発足後2年を経過してはまだ本格的な進展を見せてはいなかった。

この間6月には大学設置審議会第九特別委員会より、「工学部の理科的講座（数・物・化・地の4講座）を速やかに理学部に移し、理学部は工学部敷地内に整備増強すること」という理学部施設整備の基本方針が勧告されてきた。大学側ではこれを受けて8月14日に学長招集による理・工系学科代表者会議を開催し、最終的決定を行うことになった。

理学部ではこの会議に先だって学部としての基本方針が話し合われ、(1) 第九特別委員会勧告に基づいて工学部の4講座を完全に移すこと、(2) 理工学部協定委員により立案された申し合せ事項の3項目

(1) 図書はこの委員会より切離して別個に協定する。

(2) 地学関係の顕微鏡及標本

イ 顕微鏡計10台を理学部へ引渡す

ロ 標本は一般教養に必要な若干の標本類を除き、他は全部保存上の見地より工学部標本館に現在のまま保存する。

(3) 一般教養実験室及一部の教官の研究室は理学部教室新築までは使用すること、但しその際明瞭に理学部長より工学部長宛申出ること

を早急に実施されたい、旨の2点を要望することになった。そして8月14日の理・工系学科代表者会議では理学部の線に沿ってほぼ話し合いがまとまり、10月中に文部省に対して予算要求書を提出することになった。

ところがその後工学部委員より、理系4講座およびそれに伴う施設は一応ご破算にして、建物については元物理教室および倉庫の2棟約300坪を理学部に譲渡することを考慮中により、これ以上の交渉については理工間の折衝にせず大学全体の協議にしたい、旨の申し出がなされてきた。これに対し理学部では10月5日の教授会において、この問題についての解決は相当困難であるとして、理学部将来計画については慎重な対策方針を立てる必要があるとし、理学部建設準備委員会を設置して対策を協議してゆくことになった。

一方第九特別委員会勧告による黒髪キャンパス整備統合計画により、理学部は旧五高敷地内より工学部敷地内に移転建設されることになり、まず化学科から移転し、続いて物理、地学科を移転するという基本方針が昭和27年3月までに決定された。そして翌28年度よりこの移転計画が実施されることになったのである。

2. 教育・法文・理学部間の学科統合問題

(1) 教育学部・文理学部の組織整備問題

新制大学の一学部として発足した文理学部，教育学部の中には講座数や教官，施設の不足から中味の伴わないものが多く存在し，関係学部の間ではその打開策が話し合われていた。

昭和26年初め，全国国立大学長・文理学部教育学部長会議において学科組織整備問題が取り上げられ，大学発足時の方針を確認し，既に実施している大学の線に沿って各大学とも実施してゆくよう申し合わせが行われた。ここに見える学科組織整備の方針というのは文理学部については次のような内容であった。

文理学部基準（案）

文理学部はその大学のため，一般教育課程を担当するとともに，それ自身の専門課程を有する4年制の学部であって，学術の基本的諸部門に亘る構成により，その大学の中核としての役目を持ち，尚教育学部と協力して教職員の養成の責に任ずるものである。

（中略）

5. 教員

文理学部のある大学において人文科学，社会科学，自然科学系列に関する教員は7の場合を除き，文理学部の所属とする。

6. 施設設備

同一大学で文理学部以外の学部において文理学部と同様な施設を必要とする時は特別の必要の外は文理学部の施設を拡充して利用するものとする。

7. 他学部との関連

イ，同一大学に文理学部に並んで教育学部がある時は美術（工作を含む），音楽，職業，家政，体育に関する科目は教育学部の所属とする。

（後略）

その趣旨は文理学部をもつ大学の教育学部は，教職専門教科と美術等の技能系教科のみを担当し，他の専門教科は文理学部が担当するというものであった。

本学では26年3月29日，協議委員会が開催され，学長より先の会議の経過報告が行われた後，文理学部・教育学部のあり方及び学科組織などを検討するために，法文・理・教育各2名，医・薬・工各1名より成る組織委員会を設置することが決定された。

それと共に法文・教育，理の三学部では関連学科の具体的な話し合いが開始された。理学部ではこの改組案に原則的に賛成するという方針が出され，教育学部の理系（数学・理科）との間で施設の共同利用などかなり話し合いが進展した。また法文学部では教育の文系（国語・社会・外国語）との間に協議が進められ，特に両学部の社会関係学科では教官移行に伴う講義時

間数の問題が、26年8月31日付で「講座統合に関する答申」として提出される程に進捗を示していた。

(2) 第九特別委員会勧告

一方大学設置審議会では、昭和25年末以来第九特別委員会を設けて、国立大学の施設整備について検討を加えていたが、26年度に入り委員会より審議会に対して「国立大学整備計画要綱」及び「国立大学総合整備計画」として答申書が提出された。この要綱の中でも施設整備に関連して学科統合問題が取り上げられ、その(4)項において次のように指摘された。

(4) 合理的な総合整備計画が樹立される為には次の諸点が検討される必要がある。

A 学部、学科、附属施設等の整理統合、例えば大学の位置、組織、施設等の実情を考慮して学部学科を相互に統合するなど

熊大に関しては、26年1月23日から25日にかけて第九特別委員会の視察が行なわれ、整備計画の検討資料とされた後、26年6月2日付の文書によって、施設統合整備の基本方針が通達されてきた。その大筋は京町台にある教育学部を黒髪キャンパス付近に移転統合し、熊本城内に仮住い中である医学部は元の本庄地区に戦災復興する、というものであった。

そもそも大学設置委員会において大学施設の整備統合問題が大学発足後直ちに提起されたのは、新制大学の多くがいくつかの旧制高等教育機関の統合されたものであり、その施設については1県・1市の中に数ヶ所に分散する所謂たこ足大学が大部分であったからである。

熊大の場合もこの例にもれず、教育学部が京町台に、医学部が本庄と熊本城内に、薬学部が大江町に、法文・理・工の3学部が黒髪町にと分散して存在していたが、いずれも熊本市内であり、文部省において医、薬の2学部は本庄、大江の現在地に整備する方針が出されたので、教育学部を京町台から黒髪地区に移転統合することだけが、当面の課題となったのである。この移転統合は学内問題としては大きな問題であったが、他の大学の例と比較した場合、移転統合するための条件は最も恵まれていたのである。

当時の関係者によると、この点こそが新制大学統合整備のモデルケースとして、文部省関係者から大きな期待が寄せられた所以であったという。本学における法文・理・教育学部間の学科統合、黒髪キャンパス施設統合、附属図書館の中央システム化は、全てこの文部省の意向をうけて強力に推進されたものだったのである。

(3) 学科統合の方針樹立

学科統合問題に施設移転統合問題が重さなった教育学部では、27年6月の教授会において学部の基本的態度を決定した。それは現学部体制をもって独立した学部として存続させ、学科統合と移転問題は切離して考えてゆくというものであった。しかしその一方で、教育学部・理学部間の共同施設の検討や、各学部教官人選について関連学科間の調整の上で行おうとするなどの動きもあり、大学全体として学科統合方針が打ち出されたのは28年4月23日の協議委員会であった。この委員会では教育学部社会科教官任用の件が審議されたのであるが、この件に対する法文学部長、教育学部長の発言は、学科統合問題に対する両者の考え方がよく表われている

ので、方針を見る前に議事の内容を引用しておくことにする。

学長経緯説明

法文学部、教育学部の組織統合の根本的な考え方から多少異論があるが、将来双方話合の上組織、学科の整理、統合を進める。その一還として任用することとして審議願いたい

法文学部長意見開陳（原田敏明）

独立が可能ならば独立した方がよいし、我々も極力援助してあげたいが、もし独立出来ないならば教育学部本来の姿になるよう統合の方針について再確認の上、其の線に沿って進むよう、至急努力し、組織を再検討した方がよい。

この人事そのものについて云々するのではなく、統合の方針に添っているかどうかが問題である。法文学部と教育学部に同一学科が重複しているのが可笑しい。将来純粋な教育学部自然の姿になるよう努力される気かどうか、学芸学部のような姿で進まれるのかどうか、斯ういう良い機会に相談を進めるようにしてもらいたい。

教育学部長（内藤匡）

見解の相違だが統合の線に添っていると思う（法文、教育の史学関係の人員説明）理想は理想、現実には現実である。従らに理想ばかり追って現実を無視した進み方をするのは全体の福祉に貢献するゆえんでない。

教育学部は学生数や二年課程の関係や旧制時代のいろいろが残っているから早急にかたのつかない面がある。

理学部長（松本唯一）

組織統合の進め方が甚だ緩慢である

法文学部長

施設の統合は組織の統合を前提として推進すべきであり、施設の統合を進めるならば当然組織の統合も併進して頂きたい。組織の統合を進めないならば、施設の統合も見合わせた方がよい。

関係学部や関係教官等の話し合いで進めることの出来る問題ではなく、此の際大学で（学長が、協議会が、）明確に方針を打出し強力で推進する必要がある。

学 長

統合の線から多少それている処もあるが、教育学部の実情からやむを得ない。将来極力統合の線に添うよう努力する。この人事を契機として統合の線に添って早急に施設、組織の統合の検討を進める。この人事も統合の原則に添うかどうかは現在具体案が決っていないから判定がむづかしい。

そして席上確認された統合の原則は次の3点であった。

- (1) 教育学部固有の学科組織を強化し、純粋の専門科目は関係学部の援助を求める。
- (2) これについては組織委員会等で検討し、一定の線を出し統合を推進する。
- (3) 現在の人員は出血することのないようその組織に持ってゆく。

続いて法文学部長より、この人事については不賛成ではない、組織の統合立案は早急に併行して強力で推進されたい、との要望が述べられたのであるが、その後28年6月26日の熊本大水害により、学内が一時的にその復旧問題に専念しなければならなくなり、さらに28年8月1日熊本大評議会が発足し、学科統合と施設統合問題はこの評議会の下に新しく構成された組織委員会、施設委員会において検討されてゆくことになった。

(4) 学科統合問題の帰結

昭和29年5月13日の評議会において、先に決定を見ていた学科統合に関する「教育学部はその固有の学科を強化すること、他の専門学科は法文学部の援助にまつこと」という原則が再度確認され、翌30年11月24日の評議会において本問題を組織委員会に委嘱して検討することとなった。同年12月23日組織委員会主催のもとに関係学科代表者会議が開かれ、明年4月末日までに関係学科別の答申を提出することが決定された。そしてその際の共通理解点は、「原則にしたがって学科組織の整備案が出来たとしても、それは将来案であり直ちにこれによって組織変更を実施するものではない、例えば就任、停年、退職の如き機会に漸次この案に近づくものであって、直ちに配置換とか所謂出血とかいふ如き事を意味するものではない」となっていた。

かくして組織委員会より、学科別組織整備統合に関する第一回目の答申書が評議会に提出されたのは、昭和32年7月25日であった。その内容は昭和26年8月31日付の「法文学部教育学部社会科学関係諸講座統合に関する答申」を除いて、昭和30年、31年、32年に各学科より出された答申書である。

この中で時期的に最も早いものが、昭和26年8月31日付の社会関係学科に関するものであり、学科統合の推進役であった原田法文学部長が率先して作成させたものと思われる。さらにこの答申案の中で、学科統合案の最も具体化していたと思われるのが数学関係学科である。31年5月15日付答申書によると、(1)両科の施設を1か所に集中する、(2)両科の教官に欠員の生じた場合、その補充に当っては両科協議の上両科全体として多方面の専門教科を擁するよう人選する、という2点が申し合われている。

そしてこれらの資料から見ると、学科統合に最も難色を示していたのは、国語関係であったと思われる。学科名は同じとはいえ、教育学部と法文学部とではその講義の目的や内容が大きく異なる、というのがその理由であったが、この点は国語科に限らず、学科統合に反対する立場の一致した見解であったようである。

同年12月19日開催の評議会において、本学学科組織統合の原案作成を組織委員会に付託することになり、翌33年10月30日の組織委員会において次のような方針案がまとめられた。

社 会

一. 法経関係

- 1 法文学部のうち、法・経関係の講義は、教育学部学生の専門単位として開放することができる。
- 2 教育学部社会科学のうち、法・経の専門教科を法文学部学生に開放することができる。
- 3 但し、両学部関係教官共、相手学部のために講義を特設することは、特殊の事情がない限り、原則として行わない。
- 4 昭和32年7月11日答申案の事項は、そのまま有効である。

二. 倫哲関係

〔両学部哲学科交流暫定案〕

教育学部哲学講義時間で、法文学部哲学倫理と重複するもの下記のごとし。

- ① 4年課程専門 哲学 $\left. \begin{array}{l} \text{小学社会} \\ \text{中学社会} \end{array} \right\}$ 4単位 1クラス
- ② 2年課程専門 哲学 $\left. \begin{array}{l} \text{小学社会} \\ \text{中学社会} \end{array} \right\}$ 4単位 1クラス
- ③ 2年課程一般教養 哲学2単位 1クラス 倫理 2単位 1クラス

注1 ①②のうち、哲学・中学社会は、教育・法文哲学どちらもきくことができる。

2 ①②のうち、哲学・小学社会は、法文哲学で代用できるかどうか検討してみる。

3 ③は2年課程一般教養2単位であるので、現在法文担当の一般教養・哲学・倫理(4単位)でかえることはむつかしい。

以上暫定案である。(小島, 浜田)

三. 史学関係

- 1 人文地理学科 2科目を法文学部に開放可能。
- 2 国史科 教科教育, 教材研究, 小学社会を除き, 教育学部の全講義を法文学部に開放。法文学部の専攻科講義を除き, 全講義を教育学部に開放。
- 3 東洋史科 教科教育, 教材研究, 小学社会を除き, 原則として教育学部の全講義を法文学部に開放。専攻科講義を除き, 法文学部の全講義を教育学部に開放。
- 4 西洋史科 教科教育, 教材研究, 小学社会を除き, 教育学部の全講義を法文学部に開放。専攻科講義を除き, 法文学部の全講義を教育学部に開放。
- 5 史学概論 法文学部の史学概論を教育学部に開放。
- 6 非常勤講師については, 教育学部, 法文学部相互に開放する。

以上

国語

教育学部としては大学設置基準備考4により文理学部案による統合は反対である。教員免許状取得に必要な単位必修16, 選択24を習得させる為の必要開講数は選択の幅を見て52単位必要である。(現在開講数51単位)。この52単位中の10単位程度(必修を除く)について法文学部と交流を認めてもよいというのが教育学部の主張である。

これについては, 全般的な問題で国語科だけの問題でないとの意見があり, 当日の会の目的である共通的なものの検討に移った。

法文側より人員設備等を考えずに現在の両者の講義題目を検討し共通的と思われるもの考える事を提案, 教育学部側により題目によらず交流する単位数のみを決めるよう提案があり, 両者の性格目標の差のある上は実際の講義内容に差の生ずる事はやむを得ぬが, 一々の担当教官の判断によって共通的と思われるものを一応の目安として前期講義題目について検討した。(○印を付したものが該当題目)

教育学部

- (瀬古) ○万葉集の表現, 文章史, 国文学概論, 演習(上代歌謡), 教材研究
- (津下) 漢字学習指導法, ○漢文学概論 唐詩演習 論語演習
- (武藤) 小学国語 中学教材講義 ○芦花研究 ○国文学概論 ○近代短歌史
- (秋山) ○国語概説 ○俳文学 ○中世近世の国語 ○国語文法演習

- (田上) ○文法論 教科教育法 小学国語 ○文語文法演習
 (斎藤) 用具論と基本指導法 ○書道史(書道)教科教育法 ○書の観照と隷書法 硬筆書法
 ○楷書法

法文学部

- (上田) ○国文学史概説 ○万葉集(講読) ○近代文学(演習)
 (石坂) ○国語学概論 ○仮名遣と音韻 ○国語学(演習) ○国語学(演習)
 (長谷川) ○近世小説史 ○近松世話物(講読)

備考 ただし両学部の性格教育目標が相違する以上、共通的なものを実際授業に実施するに際しては自ら両学部にその与え方の相違の生ずる事は自明の事で、ここにいう共通的とは抽象的な原則として認めたものである。

以 上

数 学

- 1 測量2単位……教育学部に於いて援助
- 2 幾何学序論及び演習6単位……理学部に於いて援助
- 3 数学教科法4単位……教育学部に於いて援助
- 4 実用解析学4単位……新しく何れかの学部で開放したい。

(教官の定員増を希望)

但し、相互の教官定員に余裕がないので、実施に当っては、1, 3は合併授業とし、2は理学部の講義及び演習に教育学部学生を参加させ得るよう配慮する。

理 科

一. 物理学科

理学部開講の気象学及び宇宙線4単位を、教育学部の学生に聴講させることができる。

二. 化学科

- 1 教育学部開講の有機化学6単位中から2単位、無機化学6単位中から2単位を、夫々理学部学生に対し、一般化学として聴講させることができる。但し、講義を指定し聴講者数を制限することがある。
- 2 理学部開講の物理化学4単位(場合によっては2単位)を教育学部学生に聴講させることができる。

三. 生物学科

- 1 教育学部開講の生物学植物(I)2単位及び生物学動物(I)2単位を一般生物学として、理学部学生に聴講させることができる。但し、聴講者を制限することがある。
- 2 教育学部開講の生物地理学1単位を理学部学生に聴講させることができる。
- 3 理学部開講の植物生態学2単位を教育学部学生に聴講させることができる。
- 4 理学部開講の人体生理学2単位を教育学部学生に聴講させることができる。なお、上記のほかの専門科目については、教育学部、理学部相互に聴講を希望する学生があるときは、学年のはじめに当事者間で協議して決める。

四. 地学科

教育学部地学教官不在のため、この学科に就いては他日協議する。

外国語

議事

組織委員長及び各委員より本協議会開催の趣旨ならびに中教審の答申等について、亦教育学部側より学生の主専攻副専攻に関する説明があり、

- 1 教養学科の英語はいわば両学科の「共通の広場」であること。
- 1 専門講義及びその解放については次回にとりあげることを本日の結論として散会。

議事

前回の結論にもとづき両学科本年度開講中の諸講義題目について個々に検討を行い、現実的には各学部の課程、毎学年或は学期に於ける講義時間割の編成、聴講する学生の多寡等多分の制約があるが、原則的には

- 1 両学科で個々に実施している英語学概論・英文学史等は学科の性質から云えば内容的に重複するところがあり得る。
- 1 両学科の特殊講義講読は相互に解放することが出来ることを認めて散会。

同年12月11日開催の評議会において、この答申案に基づいて翌34年4月より本学学科組織統合を実施することが決定された。

さらに34年3月7日、組織委員長より、前記三学部以外の学部との交流問題につき、次のような第3回目の答申書が提出され、全学部間の講義協力関係の体勢が出来上ったのである。

医学部：

生理学、生化学、薬理学、微生物学、衛生学等について、他学部より講義等の申出があった際、当該教授の承諾があれば、できうる範囲で支援することができる。

薬学部： }
工学部： }

他学部より講義等の申出があった際、当該教授の承諾があれば、でき得る範囲で支援することができる。

以上見てきたように、26年の学科統合の発端時に原田法文学部長によって目された、学部間共通の科目をその固有の学部統合し、理学部、法文学部の教官陣を強化して学部発展の基礎をかため、教育学部は教育専門科目を中心とする学部として黒髪キャンパス内に統合する、という方針は8年の歳月の後、それぞれの学部毎に専門科目を強化して学部発展を旨とし、協力の必要な分野において三学部のみならず全学的に協力して授業を行う、という意味に変化してしまったのである。

そしてこの帰結は、黒髪キャンパス内の施設建築にも反映されて、各学部はそれぞれ別個に、自学部の施設を建築する方針になったのである。

3. 大学の組織と運営

昭和26年の学生便覧によると、発足時における熊大事務機構は「部局」と「本部」に分れ、前者には6学部と附属病院、附属図書館、一般教養部が属し、後者には事務局と学生部が属していた。これら大学機構は協議委員会をはじめとする各種委員会によって運営されていたが、当時の大学組織を示すと次頁のとおりであった。

(1) 厚生補導協議会

25年度に入って学生部長、教務課長の選考が行われ、7月1日の部局長会議において、教務課長の後任として松村功教育学部助教授が承認された。学生部長についても選考が進められたが後任が得られず、9月14日開催の協議委員会では、学長より教養部主事が学生部長を兼ねるという案について意見が求められた。これに対して法文学部委員より、学生部だけでは教養部まで手がまわりかねるので教養部主事が別個におかれたわけであり両者の担当は出来かねる、という意見が出され、各委員よりも学生部の問題点について種々意見が提出されたが、結論を得るには至らなかった。

翌26年度に入り、5月5日開催の協議委員会においてやっと竹原学生部長の後任として法文学部樋口兼雄講師が承認され、6月1日に発令となった。新しい学生部長が決定した後、6月14日開催の協議委員会において、学生部より提出されていた「厚生補導協議会規則案」が審議されることになった。この委員会は先に設置されていた補導協議会と比べて委員構成が大幅に拡大され、学部長、病院長、事務局長、教養部主事、各学部教官1名、学生部長より構成され、学長の諮問に応じて学生の厚生補導に関する重要事項を審議するものと規定されていた。昭和26年6月15日より施行された厚生補導協議会規則は次のとおりであった。

第1条 本学に厚生補導協議会をおく。

第2条 厚生補導協議会は学長の諮問に応じ学生の厚生補導に関する重要事項を審議する。

第3条 厚生補導協議会は次の委員を以て構成する。

学部長 病院長 事務局長 教養主事 各学部教官1名 学生部長

2 各学部の教官1名は学部の教授、助教授又は講師の中から学部長が推せんし、学長が委しよくする。

3 委員の任期を1年とし再任を妨げない。

第4条 本会に幹事をおき教務課長、厚生課長を以て之に充てる。

第5条 学長は厚生補導協議会を招集し議長となる。

2 学長に事故がある場合には学長の指令による委員が之を代理する。

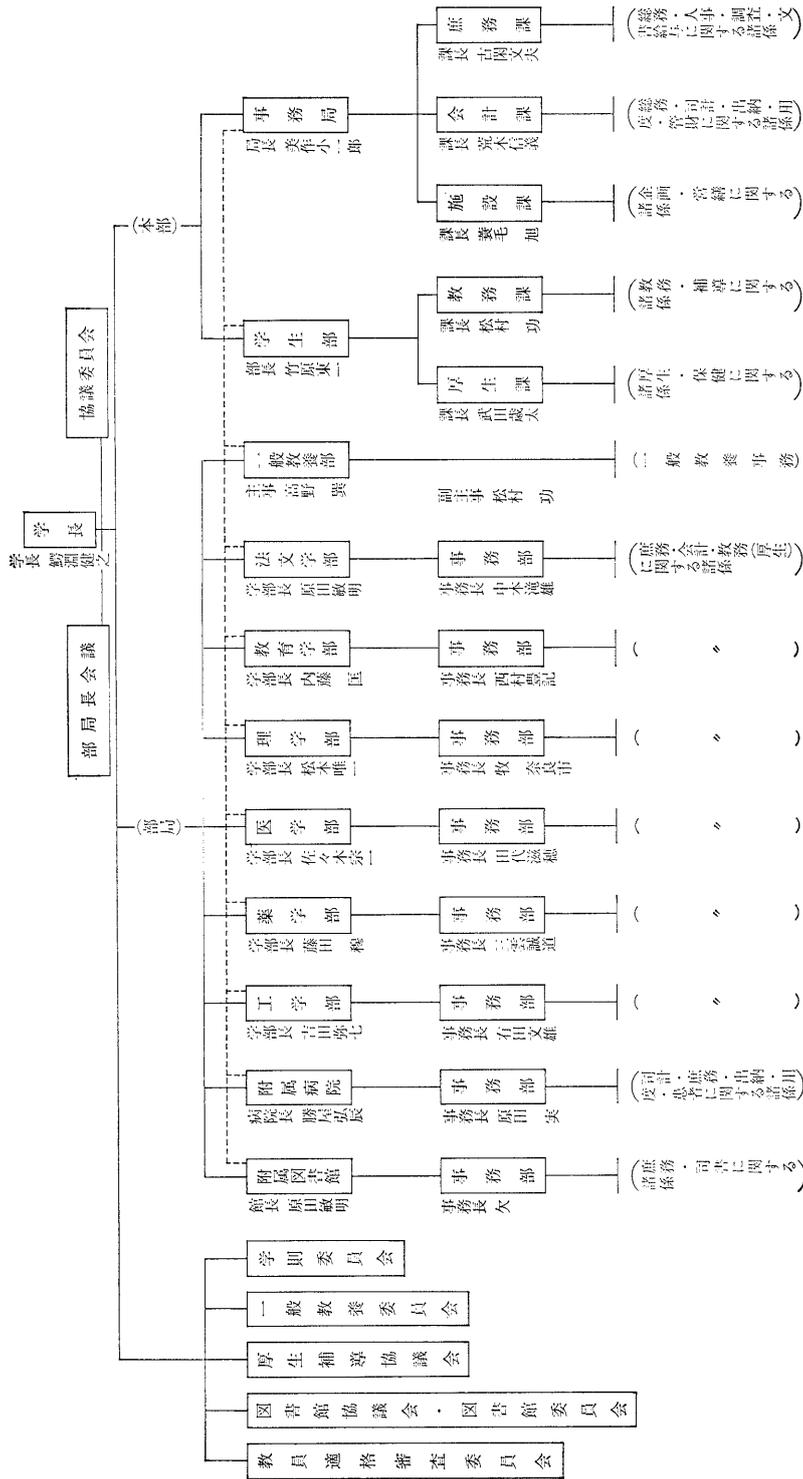
第6条 委員は学長に会議の招集を求めることができる。

第7条 会議は委員の過半数出席によって成立する。

第8条 学長が必要と認めた場合には委員以外の本学職員の出席を求めてその意見を聞くことができる。

第9条 厚生補導協議会の事務は学生部で扱う。

第2節 各学部教育構想の具体化



附 則

この規程は昭和26年6月15日から施行する。

(2) 一般教養協議会

昭和24年5月31日の大学設置認可後、授業の開始される9月迄の間、一般教養については理学部、法文学部、教育学部の代表による研究協議会によって準備が行われ、8月18日の協議委員会においてその時間割や運営についての報告が行われた。この時、学生部長より発表された一般教養の運営についての将来案は次のようなものであり、「教養部を設けるかどうか、設けるとすれば主事をおくかどうかは将来考える」と説明があった。

{	一般教養	{	事務	学生部教務係
				法文・理・工学部教務係
{	一般教養	協議会		主事, 学生部長, 各学部代表,
				教養各系列及び語学関係, 体育関係
一般教養教官会議				

熊大第一回目の入学式を終えた翌9月2日の熊大協議委員会において、早速授業の行われる教養に関して、(1)一般教養の教室については24年度は法文、理及び教育学部は旧五高施設、工及び薬学部は旧工専施設を利用する計画ですすむ、(2)来年度の計画は研究の上、新教室建設に最善の努力をなすこと、(3)教養の学生の補導については、教育、薬学等の関係教官で出講の場合等定時に当該学部の学生の相談に応ずることとする、ということが決定された。それと共に同委員会では一般教養協議会について、(1)前回の決定を、学生部長1、各学部代表6、教養各系列及び語学・国文学代表9、体育代表1の計17名に改める。(2)教養主事は教養協議会で置くべきか否かを検討し、その人選については早急に決定する、ということが話し合われている。

かくして24年9月28日付で「一般教養協議会」が正式に発足したのであるが、その目的は「一般教養に関する方針の樹立並びにその運営及び学生に対する教養方面に亘る諸事項につき審議決定する」というものであり、委員は学生部長、教養部主事、各学部代表6名、教養学科目代表10名より構成されるというものであった。

発足した一般教養協議会では、教養部主事の問題を含めて教養部設置について早速案件作成にとり組んだものと思われ、「24年11月9日作成」と注記された「教養部設置案」が残っている。この原案は翌25年1月25日の協議委員会に提出されて審議が行われた。席上学生部長より、この原案は金沢大学のものを参考とした、という説明がなされたが、審議の結果原案には無かった「副主事」を置くことになり、「副主事は学生部教務課長があたる」という項目が追加されることになった。さらに、原案では「事務主任1名、教務係 会計係各1名、其の他若干の事務員を置く」となっていたのを単に「教養部に事務員をおく」というだけに留め、事務機構については保留することになった。原案修正の上決定されたのが「教養部設置規約」である。(本文は部局史「教養部」を参照)

この時、同時に「一般教養協議会」にかわる「一般教養委員会」の規定についての審議も行われ、「教養部設置規約」に基づいて、委員会の性格、構成、運営に関して決定された。(本文は

部局史「教養部」参照)

この「委員会規定」は「教養部設置規定」と共に25年1月25日より施行されることになった。その後、2月25日の協議委員会において竹原学生部長より、「教養部主事については法文学部推薦の高野巽教授を21日の一般教養教官会議で推挙した、主事は学部長に準じて取扱うこととしたい。」との報告があり了承された。初代教養部主事として高野巽教授が発令されたのは、25年3月10日であった。

25年1月25日の協議委員会において再検討を要するという理由で保留になっていた教養部の事務機構についての検討が開始されたのは、半年後のことであった。まず7月1日の部局長会議において、教養部設置規約の事務関係条文ならびに事務分掌規約の案件が配付され、7月27日の協議委員会において、話し合いが行われた結果「教養部に原則として事務機構をおく、各学部・学生部の応援を求めて機構を構成する」ことが申し合わされ、細部は後に研究する、ということになった。この時追加された「教養部設置規約」の第6項は次のようなものであった。

6 教養部に事務員をおく（其の詳細は未定）

（追加案）教養部に係長（事務主任）1名と事務員若干名をおく、係長（事務主任）は事務官又は雇員を以てこれに充て上司の命を受けて一般教養に関する事務を処理する。事務員は係長（主任）の命を受けて分掌の事務に従事する

さらに「教養部事務分掌規程」は次のとおりであり、前記の追加案と共に、25年1月25日に遡って施行されることになった。

教養部事務分掌規程

- 1 入学試験の学力考査に関すること
- 1 一般教養課程の授業計画並に学習指導に関すること
- 1 一般教養課程の試験及び課程終了に関すること
- 1 一般教養課程の成績簿の作製並に保存に関すること
- 1 学籍簿の作製並に保存に関すること
- 1 一般教養課程の学生生徒に対する示達通告に関すること
- 1 其の他一般教養に関する事項

新制大学の大きな理念の一つである一般教養を担う学内体制は以上のような諸規則の制定を経て出発することになったが、その具体的施策の検討と予算の裏付けがないままであったため、その教育体制、運営の実施に当っては深刻な問題を抱えることになった。

大学発足後の教養担当教官延人数及び科目数（詳しい資料がないのでわかる年度のみを示した）は次頁のとおりである。法文、教育、理の三学部が中心となり、これに工学部が一部加って法文学部は人文・社会系列を、理学部は自然系列を担当し、教育学部は両学部と共通の系列のほかに体育を担当することになっていた。

各学部では教養担当者を決めていたのであるが、一般教養の位置づけが各学部比べて一段低く見なされていたこともあって、教養の専任教官を決めるのは非常に困難であり、いきおい1年交替という形にならざるを得ない面があった。これでは満足な教養部運営が出来ないのは当然であり、専任教官の確保と予算の獲得が何よりも望まれることとなった。

	法 文				教 育				理				工				非講師 非常勤	計
	教授	助教授	講師	助手	教授	助教授	講師	助手	教授	助教授	講師	助手	教授	助教授	講師	助手		
26	11	16	5	(未定) 1	1	6	4	1	10	14	2	0	0	5	0	0	担当学部未定 6人	82人
	33人				12人				26人				5人					
27	7	14	11	(助1) (外1) 2	3	5	8	0	9	13	6	0	0	4	1	0	3人	86人
	34人				16人				28人				5人					
28	3	8	5	0	4	5	3	0	4	5	1	0	0	0	1	0	2人	41人
	16人				12人				10人				1人					
36	6	19	10	3	6	15	3	1	15	17	5	0	1	1	0	2	15人	119人
	38人				25人				37人				4人					
37	6	19	10	3	6	18	3	1	15	14	5	0	1	1	0	2	16人	120人
	38人				28人				34人				4人					

(学生便覧による)

年度	法 文	教	理	工		計
24						
25						
26	20科目	5科目	12科目	1科目		38科目
27	26 "	7 "	11 "	1 "	(法・教双 方による) 1	46 "
28	22 "	7 "	11 "	1 "	(法・教双 方による) 1	42 "
29	20 "	9 "	11 "	1 "	(法・教双 方による) 1	42 "
30	22 "	10 "	11 "	1 "		44 "

(3) 図書館評議会・図書館委員会

24年5月31日に設置認可された熊本大学には、その附属として図書館を備えることが条件付けられていた。しかし発足直後の本学には、各前身校が有していた図書館があるのみで、その施設も職員も運営も各学部毎に行なわれており、熊大として附属図書館を一本化するという大きな問題を抱えていたのである。

『協議会記録』によると、図書館に関する最初の記事は24年7月14日であり、図書館の代表責任者を定めることが話し合われている。24年7月1日の各部局係官の発令で、初代図書館事務長として倉岡堯昌氏が任命され、翌25年2月21日初代図書館長として法文学部原田敏明教授が任命された。

原田氏は図書館長に就任すると早速図書館統合化へ向けて活動を開始した。まず着手されたのが図書館予算の一本化による組織作りであった。そしてこれらを盛りこんだ図書館規程が6月8日開催の協議委員会に提出された。

かくして昭和25年6月15日付で施行された「熊本大学附属図書館規程」は次の通りであり、4章14条からなるものであった。

第1章 総則

第1条 熊本大学附属図書館（以下図書館と称する）は、熊本大学所属の図書を管理し、教職員並びに学生の調査研究に資するを目的とする。但し別に定めるところにより一般に利用せしめることができる。

第2条 図書館に分館を置く。

分館は教育学部分館、医学部分館、薬学部分館及び工学部分館とする。

第2章 機構

第3条 図書館に館長を置く。

館長には教授をもって充てる。

館長は、大学協議委員会の議を経て学長が推薦する。

館長の任期は2ケ年とする。但し再任を妨げない。

館長は、図書館の事務を統轄する。

第4条 分館に分館長を置く。

分館長には、当該学部の教授又は助教授をもって充てる。分館長は、当該学部教授会の議を経て館長の申達により学長が推薦する。

分館長の任期は、2ケ年とする。但し再任を妨げない。

分館長は、分館に関する事務を監理する。

第5条 図書館に幹事を置く。

幹事は2名とし、教授又は助教授を充てる。

幹事は文科系、理科系、各1名、館長の推薦によって学長が命ずる。

幹事の任期は、2ケ年とする。但し再任を妨げない。

幹事は、館長を補佐する。

第6条 図書館に事務長を置く。

事務長には、事務職員をもって充て、上司の命により図書館事務を掌理する。

第7条 図書館に図書館評議員を置く。

図書館評議員会は、学長、図書館長、各学部長、事務局長、学生部長、教養部主事、附属病院長、研究所長をもって構成する。図書館評議員会は図書館費、図書館制度の改革、運営に関する重要事項を審議する。

第8条 図書館に図書館委員会を置く。

図書館委員会は、館長、幹事、事務長及び各学部、教養部よりそれぞれ1名宛の委員を選出して構成する。

分館のある学部では、分館長が委員を兼ねる。

図書館委員の任期は、2ケ年とする。但し再任を妨げない。

図書館委員会は、図書館と各学部の連絡を密接にし、図書館の運営に関する審議に与る。

第3章 事務分掌（9.10.11条）、第4章 図書管理（12.13.14条）

（以下省略）

この規程の第7条によって部局長による図書館評議会が設置され、第8条によって、館長、

幹事、事務長、各学部と教養部選出委員各1名よりなる図書館委員会が設置されることになったのである。熊大附属図書館の統合は、文部省の意向を受けていた原田館長の奔走により、他大学に先がけて達成されたものであった。

その後原田教授は法文学部長を兼任していたため館長就任1年3か月余りでその任を辞し、後任として理学部小山準二教授が26年6月1日付で発令された。

(4) 熊本大学教員適格審査委員会

25年4月15日付『熊本大学時報』によると、この委員会の規定が制定施行されたのは、25年4月1日である。規定によると、委員は本学教授の中から学長が依嘱する5名によって構成され、任期は1年、非公開、審査結果を文部大臣に報告することになっていた。その初代委員は、法文学部河原畑正行、教育学部高橋仁助、医学部加来道隆、工学部新郷高一、薬学部加来天民の5教授であった。またこの委員会の審査は、原則として文書にて行い、審査に附せられた者を出頭させ事実陳述を行うことができる、審査に附せられた者からの請求により委員会での事実の陳述ができるとし、判定は委員の過半数による決定がなされる、というものであった。さらにこの委員会の委員に関しては、昭和21年勅令263号の精神と条文に従い、公正に行う個人的責任を負わなければならない、と規定されていた。

ここに見える勅令263号（昭和21年5月6日公布）とは次のようなものであった。

教職員ノ除去、就職禁止及復職等ノ件

朕枢密顧問ノ諮詢ヲ経テ昭和20年勅令第542号「ボツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件ニ基ク教職員ノ除去、就職禁止及復職等ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

教職員ノ除去、就職禁止及復職等ノ件

第1条 本令施行ノ際現ニ教職ニ在ル者ニシテ昭和20年10月22日付連合国最高司令官覚書日本教育制度ニ関スル件及同月30日付同教員及教育関係官ノ調査、除外及認可ニ関スル件ニ掲グル職業軍人、著名ナル軍国主義者若ハ極端ナル国家主義者又ハ連合国軍ノ日本占領ノ目的及政策ニ対スル著名ナル反対者（以下教職不適格者ト称ス）ニ該当スル者トシテ主務大臣ノ指定スルモノハ教職ヲ去ラシメラレ爾後教職ニ就クコトヲ得ズ

この勅令は、戦争終結後占領軍によって戦争遂行責任者の排除を目指して断行された、いわゆる「公職追放」の基になったものであり、翌5月7日文部省令第1号によってその施行について次のように定められた。

第一条

(前略)

教職不適格者として指定を受けるべきものの範囲は、別表第一又は別表第二による。但し別表第一による指定は、別に定めるところの、審査委員会の審査判定に従ってこれを行う。

(以下略)

附 則

別表第一及第二に掲げる範囲は、将来、教職員を採用する場合の基準とする。

別表第一

教職不適格者として、審査委員会の審査判定に従って指定を受けるべきものの範囲は次のようであ

る。

一、講義、講演、著述、論文等言論その他の行動によって、左の各号の一に当る者。

1. 侵略主義あるいは好戦的国家主義を鼓吹し、又はその宣伝に積極的に協力した者及び学説を以て大亜細亜政策、東亜新秩序その他これに類似した政策や、満州事変、支那事変又は今次の戦争に、理念的基礎を与えた者。
2. 独裁主義又はナチ的あるいはファシストの全体主義を鼓吹した者。
3. 人種的理由によって、他人を迫害し、又は排斥した者。
4. 民族的優越感を鼓吹する目的で、神道思想を宣伝した者。
5. 自由主義、反軍国主義等の思想を持つ者、又は何れかの宗教を信ずる者を、その思想又は宗教を理由として迫害し又は排斥した者。
6. 右の何れにも当たらないが、軍国主義あるいは極端な国家主義を鼓吹した者、又は其の様な傾向に迎合して、教育者としての思想的節操を欠くに至った者。

二、ナチ政権あるいはファシスト政権又はその機関の顧問、嘱託その他これと特別な関係を持ちその政策を行うことに協力した者。

三、連合軍の日本占領の目的と政策に反対の意見を公表し、又は右の目的と政策に反対させるために他人を指導した者。

四、官吏であって、その職務を行うにあたり宗教を迫害し、又は弾圧した者。

五、軍国主義的又は極端な国家主義的意図をもって、教科用図書又は教育に関する刊行物の編纂に当った者。

六、昭和3年1月1日以降において、日本軍によって占領された連合国の領土内で日本軍の庇護の下に、学術上の探検あるいは発掘事業を指揮し又はこれに参加した者。

これらの法令によって昭和25年本学においても、教員適格審査委員会の設置となったものであるが、同年9月9日付文部省令第1号は、教職員適格審査委員会の審査において教職不適格者と判定すべき基準として、先の21年5月7日の規定に以下の諸項を追加した。

七、連合国最高司令部によって、個人的に罷免の指令を受けた者

八、昭和21年1月4日付連合国最高司令官覚書「公務従事に適しない者の公職よりの除去に関する件 附属書A号」に該当する者及びその他すべての職業軍人

九、職業軍人ではないが、10年以上本業として陸軍又は海軍に勤務した者

十、昭和12年7月7日以降次に掲げる学校又は教育施設を卒業した者又は次に掲げる教職にあり、その学校の教育方針に対し責任ある者であって、現在退職して、あらたに教職につこうとする者、但し、その後次に掲げる学校又は教育施設以外の大学高等専門学校又はこれと同等以上の学校を卒業した者はこの限りではない。

- 1 東京農林専門学校拓殖科
- 2 盛岡農林専門学校附設第一拓殖訓練所
- 3 三重農林専門学校附設第二拓殖訓練所
- 4 宮崎農林専門学校附設第三拓殖訓練所
- 5 拓殖大学商学部拓殖学科
- 6 拓殖専門学校開拓科及び司政科
- 7 福岡市立拓殖専門学校拓殖科及び拓殖土木科
- 8 興亜専門学校本科及び専修科
- 9 明治大学専門部興亜科
- 10 日本大学専門部拓殖科
- 11 東京農業大学専門部拓殖科
- 12 前11号以外の拓殖関係の学校
- 13 東亜同文書院（学部及び附属専門部を含む）
- 14 満州の建国大学
- 15 興亜練成所
- 16 興南練成院第三部
- 17 満蒙開拓指導員養成所
- 18 神宮皇学館大学祭祀専攻科
- 19 神宮皇学館大学附

属専門部 20 国学院大学専門部附属神道部 21 前3号以外の神職養成を目的とする学校
十一、昭和12年7月7日から昭和29年9月2日までの間に、次に掲げる官職に、通じて2年以上在職した者

- 1 内務省警保局の勅任官及び奏任官
- 2 文部省思想局又は教学局関係の事務に従事した勅任官及び奏任官
- 3 国民精神文化研究所、国民練成所、教学練成所、興亜練成所、興南練成院及び大東亜練成院の勅任官及び奏任官
- 4 情報局の総裁、勅任官及び奏任官
- 5 特別高等警察関係官吏
- 6 思想検察又は保護観察、予防拘禁関係官吏

十二、次のような団体のいずれかに対し、時期を問わず次のような関係のあった者

- 1 創立者、役員又は理事であった者
- 2 要職を占めた者
- 3 すべての刊行物又は機関紙の編集者
- 4 自発的に多くの寄附（寄附した金額又は財産の価格が絶対的に多いか又は本人の財産に比べて多いもの）をした者

団体等規正令（昭和24年政令第64号）第4条の規定により解散した団体

原理日本社 日本学生協会 朱光会 全国大学教授連盟 日本法理研究会 七生社

さて本学では26年12月13日の協議委員会において、学長より資格審査及び任用手続について（昭和25年9月14日申合）次のような説明が行われている。

従来は旧制課程がある時期には学内の者で本人の希望があり、他に転出を希望したりする場合協議委員会、部局長会議の議を経ないで本人のため資格を取らせ、任用の場合部局長会議、協議委員会の議を経て任用するようにしていたが、旧制課程もなくなった今日勝手に資格審議を許すものもどうかと思われる。

只今資格審査のみの場合でも部局長会議に諮り申請するようにしたらという議が起って来ているが――

これについて協議の結果「任用を前提としない資格審査は部局長会議に各部局のバランスの調整の意味で諮り、任用の場合に協議委員会で慎重審議する」ことが決定された。今日、本学庶務課に保存されている『熊大規則綴』の中には、この委員会に関する記録は見当たらないが、『協議委員会記録』中にある昭和25、6年頃の任用に関する書類の中には資格審査の有無が付されている

しかし、その後公職追放関係の法令は、昭和27年日米講和条約の締結にもなって、同年4月9日法律第79号によって廃止された。本学の教員適格審査委員会も、これによって廃止されたものと思われる。

4. 施設・設備の状況

熊大発足時の校地面積、建物総数、図書標本機械器具などの概要は前章第3節の「熊大設置要項」において見たとおりであり、大学設置認可時の条件として、工学部以外は早急に設備の充実を計ること、となっていた。

戦災を受けた医学部と薬学部、五高より2つの学部として発足した法文学部と理学部、昭和18年にやっと高等教育機関となった教育学部では、いずれも施設・設備が不十分であり、戦火も受けず一学部として発足した工学部だけが、辛じて設置認可の基準に達していたのである。

熊大発足当時の各学部施設は、熊本医科大学を前身とする医学部が城内二の丸の旧陸軍兵舎跡に、附属病院が本庄地区と藤崎台に、法文学部、理学部が黒髪北地区旧第五高等学校に、工学部が黒髪南地区旧高等工業専門学校に、薬学部が大江地区旧薬学専門学校に、熊本師範(男子部・女子部)、青年師範学校を前身とする教育学部が京町、内坪井、出水の3地区に、それぞれ分散して存在していた。

医学部は、本来本庄地区にあった医科大学と附属病院の施設の大部分を昭和20年7月1日の大空襲で焼失した後、同年10月22日に熊本城内にあった予備士官学校跡に大学本部と研究施設を移転させ、11月30日には本庄地区に焼け残った外来診療所を臨床各科の医局に模様替して、授業や診療を開始していた。さらに戦後の混乱の中で最も必要とされていた病院の施設を確保するため、陸軍病院の藤崎台分院(現藤崎台球場)を譲り受け、病棟に当てていた。

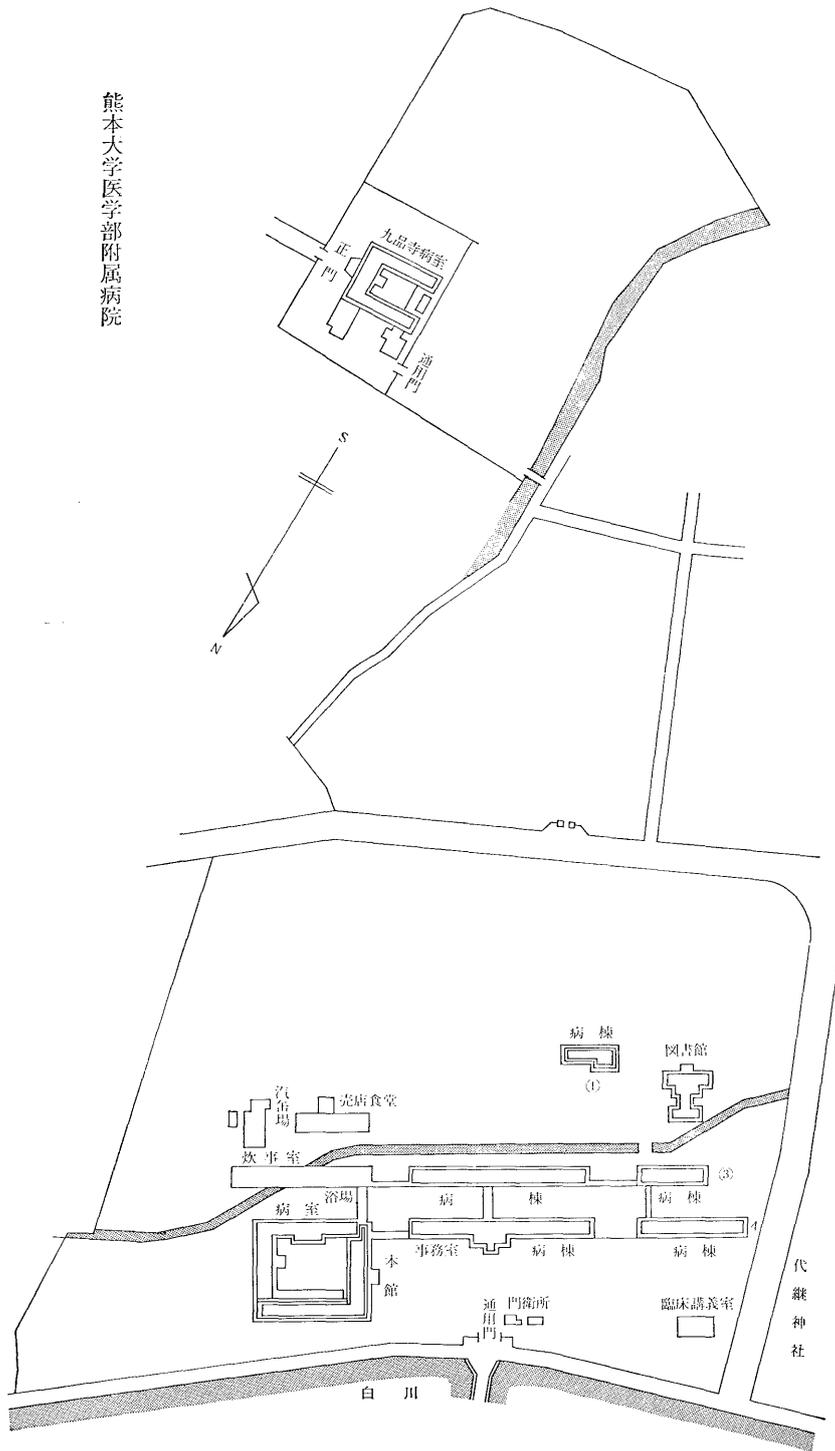
仮住の医学部城内建物は半数以上が明治中期のもので、やや丈夫な倉庫をそのまま教室や研究室に改造し、馬小屋も動物舎や倉庫に活用され、ここから「馬小屋教室」の呼び名も生まれていた。実験用の水道管もガス管も本庄地区の旧校舎跡から掘り出してきて引いたもので、それだけに故障が多く、事務職員が巡回して故障箇所を点検していた。校舎となった建物は老朽化が進んで雨もりがひどく、大雨の日には教室のバケツを総動員して雨をしのがなければならぬ状態であった。また解剖実習が外から丸見えで、通行人から苦情が出る始末であった。施設・設備のおそまつさもさることながら、医学部最大の悩みは、城内、藤崎台、本庄地区3か所に分散した施設を往復して、研究、教育、診療を行わねばならなかったことであった。

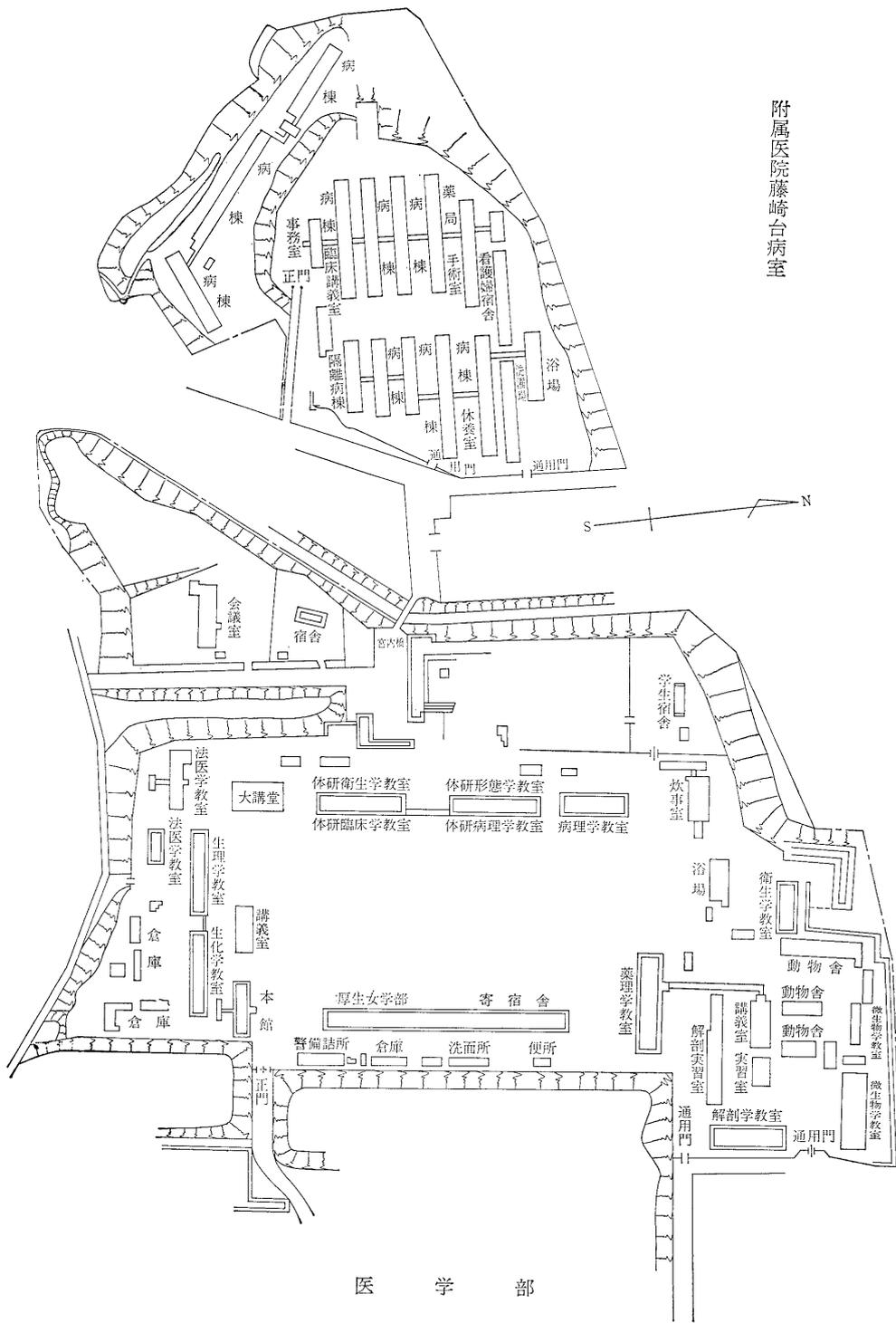
同じく戦災で施設設備の大部分を焼失した薬学部も事情は同じであり、昭和22年5月22日戦災復興委員会が組織され、同窓生によって23年12月10日大江地区に実験室一棟の復興がなされていたが、往時の面影はなく、「タカンボ教室」の異名をとる程の施設状況であった。唯一の財産は幸いにして戦火を免れた西日本一を誇る蔵書類であった。

理学部は旧五高理系の施設設備を受け継いだとはいえ、教養課程の旧制高校の理科では大学研究施設としては何一つ目ぼしい遺産は無かった。その上引き継いだ実験用具はずっと以前に購入されたもので、新しい実験には全て使いものにならない状態であった。

同じく旧五高から発足した法文学部は教官の研究室と校舎難に悩まされ、受け継いだ唯一の

熊本大学医学部附属病院





附属医院藤崎台病室

医学部

財産は和書6万冊余、洋書2万5千冊余であった。ところが法学科の図書は4800冊と極めて貧弱で、この問題を含めて法学科の設備、スタッフ充実は大きな課題であった。

工学部は旧工専の施設・設備を戦火も受けず無傷のまま引き継ぎ、学内では一番充実していたのであるが、ほとんどの機械が明治30年代のもので使いものにならないという有様であった。

教育学部は師範学校の施設・設備を母体として発足したが、京町にあった男子部と内坪井町にあった女子部の各々に教室、付属学校、寄宿舎を有していた。これに加えて青年師範学校のあった出水地区には農場などがあり、学部の敷地施設は3か所に分散し、それぞれにおいて研究教育がなされるという状態であった。その上昭和18年にやっと専門学校に昇格したばかりで、高等教育機関としての伝統がなく、その備品、図書に至っては他学部と比較にならない程であった。

大学発足時の各学部状況は以上のとおりであり、設備充実を計ろうにも国の予算はなく、各学部とも設備充実費、研究実験費の不足は深刻であった。このような状況に対して大学発足後、施設設備面の援助を与えたのが熊本大学期成会の募金事業であった。昭和24年1月10日熊本県庁内に募金事務局が設置されて以来、10年間にわたって募金活動が続けられ、熊大各学部の施設設備充実に多大の援助を与えたのである。(詳細は期成会の項参照)

第3節 学生生活の状況

1. 戦後社会と学園生活

大学が発足した昭和24年は、戦中戦後にわたった配給統制、価格統制が相次いで撤廃され、経済統制からやっと解放された年であった。しかしその一方でドッジ・ラインによる急激なインフレ整理と通貨の収縮・徴税強化が進行する中で企業の金づまりが深刻化し、有効需要不足のため滞貨が増大し、安定恐慌の様相をもたらした。超均衡予算のもと大量の行政整理が行われ、民間企業の倒産や大幅な工場整理によって解雇、失業者が増大した。ヤミ市場の縮小消滅に伴い潜在失業者も増えていた。労働争議は頻発し、下山事件、三鷹事件、松川事件などが相次いで起こり、昭和24年は戦後史の中で最も暗い年であった。

翌25年6月25日朝鮮半島において戦争が勃発し、日本の政治・経済情勢は新たな局面を迎えることになった。ドッジ・ラインの下で安定恐慌に悩んでいた日本経済は大きなブームをひき起し、東西対立の国際情勢の中で日本の西側陣営への位置づけが決定的となり、日本の講和独立の道が早められたのである。終戦後連合国側によって計画された二度と戦争を引き起こさないよう日本を農業国ないし軽工業国段階に囲い込むという経済再建案は、占領軍自身によって日本の重化学工業化、再軍備化へと急転直下変更されてゆくことになったのである。

(1) 学園生活の様子

日本の内政、外交、経済状況はこのように展開していたが、現実の国民生活は相変わらず食糧難、住宅難、物資不足、金詰りであった。この状況は熊大の学生、教官にも等しいものであった。しかしながら新たに入学して来た学生達は、苦しい生活状況や大学施設設備の不備にもかかわらず、皆向学心に満ちていた。戦後の民主改革、教育改革によって新しい期待を抱き、戦後の社会を建設する希望に燃えていたのである。というのは、従来の旧制下の大学教育は極少数の者に対して行われるものであったが、戦後高等教育の改革によって新制度下の大学は新制高等学校卒業生ばかりでなく、旧制度下のより多くの学校の卒業生に対しても門戸を大きく開いたのである。そしてそれは女子学生に対しても同様であった。その上昭和24年新制大学が発足してしばらくは新旧学校の切替時期でもあったため、初期の熊大には新制高等学校卒業生の他に、旧制高校や専門学校からの受験編入生や、陸士・海兵出身者など異色の学生も少なくなかった。(第2章第4節「旧制教育機関の廃止」参照) これに加えて少数ではあるが女子学生も第1回生から見られ、年を追う毎にその数も増加し、昭和27年には工学部に初めて女子学生が入学し、明治39年工専創設以来としてマスコミをにぎわせた。これらの学生達は勉学にサークル活動にと、教官達と共に自分達で学部を作ってゆくのだという自覚を以て励んだのである。

様々な経歴をもつ学生が混在し、活気溢れる学園生活であったが、大多数の学生は学費に困り、アルバイトを希望するものが多かった。但し不況下にあつてアルバイト口もままならず、学費、教材、食料の不足に悩まなければならなかった。25年7月1日付「西日本新聞」が掲載した「熊大医科生の生活調べ」によると、在籍362人のうち奨学生94名、月謝免除31名と苦しい学生生活ぶり、内職を求める者が219人もいるが5月中にありつけたのは44名で、平均1,000円から2,000円もらえばよいというのが大部分であった。また学費は平均3496円だが、下宿生活で月1万の仕送りをしてもらうのが最高、最低では家庭から通って500円、寮生の中には1800円の例もあり、寮費1,000円を差引けば800円の学生生活となっている。

(2) 学生気質

日本社会民主化の理想が、国際関係の変化による経済再建という現実の前に急速に変化させられて行く状況の中で、学生の一般的気質はどのようなものであったろうか。第1回の卒業を目前にした昭和28年2月24日の「熊本日日新聞」文化欄に「現代の学生」と題する元法文学部講師茅野良男氏(現大阪大学人間科学部教授)の一篇が掲載されているので、それによって当時の学生気質を窺ってみることにしたい。

数年前は筆者も学生服を着ていたから、今更学生論などと聞き直る資格はない。明治、大正、昭和と色々な世代の浪の中で学生を迎え送られた老諸先生に、その資格は捧げらるべきであろう。然しながら世代が近いという唯その故に私は暫時その資格を私に与えて見よう。

彼等は感傷を排撃する。だがその半面極めて感傷的なのである。例えば昔の高校生は、青春と感激という表看板を徹底的に享樂していた。今の人々は感傷の代りに実証を、感激の代りに批判を、哲学の代りに社会科学を、夫々表看板とする。しみじみと自己をながめる代りに彼等を支配するものは、

流行であり、マス・コミュニケーションであり、「ものの見方について」という本を争い読む事なのである。自己を確立する以前に、彼等は大眾であり、集団であり、社会的存在なのである。研究や学問でなく、彼等の関心は単位や資格や就職に向けられているのである。感傷の介入する余地は全くない様に見える。感傷や理論は遊戯であり実証と実践こそヒューマニズムへの道である、と彼等は云うであろうから。然し自己の実存を透視する事なしに、何処にヒューマニズムへの道が存するであろうか。かかる最も具体的な現実を忘却してあらぬ方へ迷いこんでいる事を、敢て彼等の感傷と呼びたいのである。昔の学生の多くが社会的なものに背を向けて、美化された孤独と感傷とに耽溺したように、今の学生は自己を放棄して対象を美化する。本質的なものを放棄し、その放棄を耽溺によって回復する事が、実は青春そのものの特性であるとすれば、その限り歴史は繰返すと云わねばならない。

彼等は極めて実利的であり、その半面極めて空想的である。授業が単位に、学士が資格に変化する事は止むを得ないとしても、あまり学校へ出て来ぬ連中が入社試験に堂々と合格していることが珍らしくない。試験に合格するや否や彼等は学校に出、残りの単位や教回聴講しただけで卒業試験を受けようとする。その時はじめて、とっくに取っているべき教養の単位が取れていないのに気がつき、教師に頼みに来る。かくの如く彼等は極めて実利的且極めて空想的なのである。手近なものを忘却して遠きを慮る、という性格が極めて明瞭なのである。

彼等は極めて勉強家である。然し彼等は極めて不勉強である。昔の寮では夜になると燈のついている部屋は少かった。消燈間近に街から帰って来るや皆蠟燭を準備してそれから自分の勉強を始めたものだった。明日の語学の下調べはそこそこに切上げ、各人勝手な本を読み散らしたものだ。いま寮の燈火は煌々と終夜輝いている。然し大抵は辞書をひいているが、さもなくば映画館に日参するか、その何れかである。今の学生は“世界観”を映画から得ているらしい。その刺激を除いたら今の連中はお互いに一人立ちした話が出来たであろうか。生活や思想を通じて先輩や同輩とぶつかる事は皆無ではなからうか。恐らく彼等は友人というものを持たないのではなからうか。そしてそれを淋しいとも思わないのではあるまいか。勉強出来る時代によき友人を得られない事は、勤勉のように見えて本質的なものを見失っている事と関係しているのではあるまいか。一切は歴史と社会の構造に原因があるのだと“実証的”に割切って、主体的内面的な努力を忘れていてのではないであろうか。

筆者は殊更「彼等」と書いた。そして老人のように一見過去を美化しているように見られるかも知れない。然し今も昔も変らない学生の二三の類型を示す為の手段であったのである。我々は色々な意味で窮乏の世界と一緒に生きているのであるから、他を裁く言辞は直に己にふりかかるのである。さてこのように、3月が近づくと教師が感傷的となる事実を、諸君は御了解願えたであろうか。

ここではすでに真面目ではあるが主体的勉学の意義を失くし、単位をそろえて卒業資格を得ることが唯一の目的となった学生の姿が描かれているのである。

2. 社会的事件

発足したばかりの学生部が最初に当面した学生問題は、C. I. Eの打ち出した大学管理法案に対する反対運動、C. I. E顧問のイールス、タイパーの反共宣伝、在日朝鮮人総連合(朝連)解散事件、共産党活動家の学内締め出しなど、一連のレッドページ問題であり、また熊本

民科事件にみられるように民主化運動の抑圧であった。これらは戦後の民主改革の成果が大きく転換する時期を象徴する事件であり、翌25年6月25日に勃発する朝鮮戦争の前触れとなる事件であった。

朝連事件が起きたのは昭和24年9月の熊本大学第1回入学式の直後であり、同時に学内では公務員不適格との理由で医学部の教職員に対して辞職勧告が行われていた。次のイールス、タイパーの熊本講演は当初25年1月27、28日に予定されていたが、イールス病気のため延期となり、4月20、21日に行われた。熊本民科事件は敗戦後の米国占領下における当時の社会状況を知り得る事件である。

この事件について学生部の初代教務課長であった森田誠一元法文学部教授より編集室に宛てて原稿を寄せられたので、そのまま引用しておくことにする。

(1) 朝連事件

当時のメモがないので正確な日時は分らぬが、確か九品寺の方にあった北朝鮮系（朝鮮民主主義人民共和国）の在留朝鮮人事務所を当時、朝鮮戦争直前の様相を反映して占領軍がこの集団を占領軍目的違反の団体と指定し、解散を命じたその命により日本政府は自主的にその団体の捜索及び違反書類の摘発に乗り出した。当時旧五高生を中心とする熊大生も含めた社研その他の文化部グループや熊大自治会（当時正式の認可はよく分らぬが、常識的に大学当局も自治会を黙認していたと思う）の学生数十名が、朝鮮総連の事務所前にピケを張り警官の侵入を防いで乱闘となった。朝鮮関係者及び五高生、熊大生らの何人かは公務執行妨害（占領目的違反摘発への妨害）として北署に検束された。早速身柄引取りに北署に赴いたが、事、占領軍に関する事なので、警察の一存ではどうにもならなかった。当時物資不足の折なのに、一張羅のシャツをビリビリに裂れた学生らが留置所に屯ろしていた。

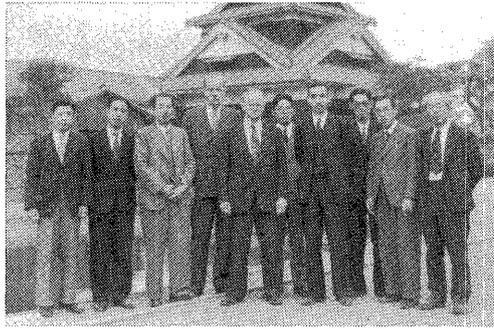
その後、検察当局から竹原部長に呼出しがあった。事前に竹原部長と私は協議して学生部として態度を決めた。即ち起訴・不起訴は検察側の判断であり、有罪・無罪は裁判官の決定である。それ故、それが明らかになってから学生部の態度を決定すべきで、急いで学校側の態度を表明しない方がよいという事であった。案の定、検察側は学生に関して取引を申出た。即ち、学校側が学生を何らかの意味で処分するなら検察側は起訴しない。という申出であった。竹原部長は即座にその申出を断った。「起訴の有無はそちらで決めるべきで、学校側の処分はその後教育の見地から大学自らが決める問題である。両者は取引の対象にならない。」と。検察側も占領軍が一枚噛んでいるので、処置に苦慮したようだが、結局、当局は起訴しなかった。従って大学側も別に処分問題にはならなかった。その後、学生らはゾロゾロ学生部に挨拶に来た。その学生の中には現在茨城大学教授、当時の五高生の大江志乃夫君もいた。なお工専の学生一名は無期停となった。

(2) イールス・タイパーの反共宣伝講演

朝鮮戦争の起る直前の昭和25年2月頃だったと思う。（メモがないから正確には分らぬ。）占領軍は学界・ジャーナリズム界のレッド・パージを行う準備として国立各大学にG・H・Qの要員イールス・タイパーの2人に命じて反共講演するため巡回させた。既に北大、東北大などで学生デモ隊と衝突などしていたので鰐淵学長は心配していた。熊大に来る前に鹿児島大学で講演があったので、学長は森田に鹿大へ出張を命じ、状況を視察させた。鹿大では講演の最中、野次や怒号が学生の中から相次したが、暴力沙汰はなく済んだ。帰熊後、森田は学長に報告し、この講演を無事終了させるため

には、むしろ教官が積極的に発言し、大学側の考えを表明すべきであると進言した。

翌日イールス・タイパー両人は来熊、話の内容は鹿大の場合と全く同じでギャグ (gag) まで同じであった。学生を交えた講演会は旧五高講堂で行われた。学生自治学の連中の質問などもあったが、河原畑教授や森田など教官も多く発言し、森田は3回も質問に立ち、アメリカ人の考えの共産主義と現在敗戦後の日本の現状の中での共産主義との歴史的役割の違いを指摘して質問したが、イールスもタイパーも適切な返



来熊中の C. I. E 教育顧問イールス (中央)、
タイパー (左隣)

答はせず、ただ「共産主義は狂犬である。一度人に噛つくと、その人も狂犬となり他の一人に噛みつく、云々の狂犬論を繰返すのみで学生らの失笑をかい、却って会は平穩に終わった。またイールスと全学教授との懇談会では竹原教授も種々質問をして、現在日本の生活の不安定下の下では、狂犬論では通用しない事を指摘された。兎に角、熊大では無事にこの会合は終了した。

(3) 法文学部教官の軍事裁判事件 (熊本民科事件)

これは当時新聞も伏せて報道しなかったし、日本側の資料もすべて湮滅されており、また学生部とは何ら関係もない。ただ身分が熊大教官である人々が占領軍の占領目的違反に問われ、その代表者が軍事裁判にかけられた事件であるが、結論的には上告して神戸の占領軍の裁判所から、前判決破棄、無罪を言いわたされ結着したから、表面化されずに終わった。これは全く占領軍の意図を先取して、その歓心をかおうとした当時の警察のゴマスリから起ったもので、占領軍自身も初めは全くしらなかった事件である。それは日本警察の立場をたてつつ熊本の占領軍司令官 (名前は忘れたが空軍中佐と記憶する) が軍事裁判に踏切ったもので、いわば一種の茶番劇であったが、被審をうける方からいえば、当時の占領軍は最高の存在であったから、相当の覚悟を要した。今日この事を具体的に知っている者は (熊大関係者で) 殆どいない。したがって大学30年史には直接関係はないが何かの史料として (当時の風潮を知るよすがとなれば幸いである) 以下概要を述べる。

発端: 昭和25年7月、当時熊本民科 (民主主義科学者協会) 支部 (支部長田崎篤次郎法文学部助教授=英文科) として8月15日の敗戦記念日に反戦平和の集会を開き大学関係者で講演会を開くことを計画した。内容は原爆の自然科学的解説—理学部助教授小貫章。原爆投下の政治史的意義—法文学部教授山内一男。以上の講演会を熊本民科支部と婦人民主義協会 (本部代表櫛田フキ、熊本支部代表屋父祖夏枝) 熊本支部の協催で行うこととしたが、「八月十五日」という日は丁度夏休中で、熊大や五高の学生がおらぬので、一ヶ月遅れの9月15日に開催を予定した。場所は白川公園内、現在の市立図書館、市立社会教育会館のある場所で、当時「熊本市文化会館」という戦後新築された木造平屋建の中央公民館のようなものであった。九月に入り学生もボツボツ集り、五高生らが手足となってチラシや立看板を出して客寄せに懸命の努力をした。9月15日は日曜日なので、土曜日 (14日) の午前中までに準備を完了しようと張切っていた。民科の支部長は既述のように田崎助教授、委員としてこの行事に積極的に働いたのが理学部の佐々木四郎 (数学) 助教授、法文の森田の二人であった。既述のように準備も略々終了した土曜日の午後になり、突然警察署 (北署) から看板やチラシの内容が占領軍に対して遠慮すべきものであるから、直ちに中止するようとの通知を同署の保安課長金子警部が

ら受けた。あまりにも突然なので驚いた。というのは、集会の届けは既に警察に提出済みで、一応許可をうけていた。それで田崎、佐々木、森田の三人が金子課長に面会すると、警察としては異存はないが、占領軍の方から好ましくないので中止せよとのことだから諒承してくれ、という。それで我々3人はその通知書を呈示してくれと申入れたが、金子課長は「先生方はまるで共産党みたいな云い方をしますね、云々」といい、それは電話による口頭指示だといった。それで万やむをえず、3人は中止を決意したが、翌日は日曜日で学生らと呼ぶことも出来ぬ、それで民科の事務室から、可能な限りの人員を集め、緊急会議を開き中止するためには、聴衆に当日無駄足を踏ましてはいけなから、少しでも早く、その旨を報せるべきだ。しかし会は日曜日の午前10時からと予定されていたので今晚中に皆に報せねばならず、そのため、文化会館の入口と、白川公園の入口（電車通り）の石の柱に「占領軍の命により、この会は中止になったから諒承されたい」と書いた張紙をその日の夜のうちに貼付けた。附近の電信柱にも貼付けた。翌日、日曜は様子をみに会場附近にゆくと、何人かの聴衆が来ていたが、これには理由を述べ断ったが、肝心の貼紙は全部剥がされていた。誰がこんないたずらをしたのかと思いつながら会場附近には学生らを置き、われわれは事務所に引上げた。ところが、事務所に警察から電話がかかり、責任者は出頭せよとの事、われわれ三人（田崎、佐々木、森田）は出頭したら、「あのような貼紙を出したこと自体、占領軍誹謗の罪により軍事裁判にかかる」といわれた。われわれは、そちらから言われた通り告示したから、別に誹謗した憶はないと言ったが、先方では軍事裁判にかけるといっているの、警察でも困っている云々という。それでその日は一旦引揚げ、大学内教官宿舍（旧五高生の学生寮の一部）で、我々3人と小貫助教授を加え、それに学生の有志も来会、前後策を講じた。結論的には、直接占領軍に接触して当方の意志を述べ、占領軍誹謗の意志は全くないことを明かにしようという事になり、翌日田崎、佐々木、森田の三人が司令部（城内）を訪れ司令官に面会を求めた。司令官は空軍中佐でまだ30代の人だった。兎に角、当方から国立大学の教官3人の訪問をうけたわけだから、先方も礼儀を尽して当時珍しかったコーヒー・ケーキの御馳走になり、司令官に面会した。最初は友好的でそのような催しを当方は禁止した事実はない。何かの間違いだろうと言った。それで当方は更に詳しく事情を話した、そうしたら司令官が、しばらく待て、警察署（北署）に連絡すると言って他の室から電話を入れていた。電話が終ってから、直ぐ来室せず、14~15分待たされた。その間、司令官は部下と相談していたらしい。その後、現われた司令官は厳しい顔付きをして、我々に「私の思い違いであった。確かに君らの行動は占領軍を批判した罪に該当する。軍事裁判にかけられるから呼出しの折は必ず出頭せよ」といった。

軍事裁判：軍事裁判の期日は憶えていないが、9月末か10月の初めのように記憶する。熊本民科の責任者田崎篤次郎教授、婦人民主クラブ熊本支部長屋父租夏枝の両名を軍事裁判にかけるとの旨の通知があり、佐々木、森田の二人は副支部長であるから、直接軍事裁判にはかけぬが、重要参考人として出廷を命ずというもので、裁判期日の数日前に佐々木と森田は個別に呼ばれ検察官（中尉）から尋問を受けた。その内容は民科は日本共産党所属の文化団体だから中央の党の指令によりこの度の催しを行ったのであろう。その指令書を提出せよ、その内容や期日や回数をここで述べよ、というものである。そこで我々は、民科は自由な研究団体で決して政党の文化団体ではなく、会員中に党員もいるが、それは個人の問題で民科という団体と直接関係はない。民科は民主主義を科学的に研究する研究者の集りである。当時の文部大臣森戸辰男もこのメンバーである旨を告げ、民科の本部と支部との関係は、本部は支部の行動に全く干渉しない。何か問題が起れば中央でも会議にかけて検討することはあるが、事前に指示・指令は全くない旨を答えた。軍事裁判当日もその旨を明確にし、そのほかは北

署とのやりとりの事実関係についての質問であった。処が、北署の金子警部は証言の中で全くデタラメを証言した。「占領軍の命令であるから禁止せよ、といった事実はない。このような催しは中止した方がよいのではないかと、勧告したに過ぎぬ。それを民科側は『占領軍の命令で中止のやむなしに至った』と貼紙で広告した……。」それでわれわれは「あなたは、はっきりと『占領軍の命令で』と我々に告げた。だからその指令書をみせよと我々が云ったら『先生がたはまるで共産党みたいですね、それは文書ではなく口頭命令です』と言ったのではないかと、とつめよったが、彼は我々の質問には黙して答えず、裁判長以下係官も、それをうけ容れず、そのまま金子警部を退場させた。

午前中で裁判は終了、午後3時より判決文が読まれて、結果は田崎、屋父租二人は有罪禁固一ヶ月、罰金100\$, 執行猶余1ヶ月となった。(のちに聞いた話であるが、裁判官もこの裁判には苦慮したらしい。彼らは田崎、佐々木、森田の履歴を調査した結果三人とも共産党員ではない。田崎は戦争中五高英語教師で特に反米行動はない。佐々木、森田は軍歴はあるが、謀略部隊、憲兵隊とは関係がない、しかし彼らが無罪とすると、占領軍に協力している警察の金子警部の立場が苦しくなる。それで、金子の言の如く、占領軍は禁止命令は出さなかったが、事後金子の処置を承認し結果的には中止させた事は正しかったとして、それを民科は「占領軍の命令云々……」と広告したことは占領軍を意図的に誹謗した事になるから有罪であるとした。しかし、彼らに直接被害を与えぬために執行猶予をつけ、100\$の罪金は中央の党本部からカンパしてくるだろうから、本人の負担にならぬと判断してこの判断を下した。という事である。)われわれは、田崎1人に100\$ (当時は3万6千円) という大金を支払わせるわけにはいかぬ、といて我々の当時の月給は1万円に足らぬ額で、とうてい3万6千など直ぐ集らぬ。それに国家公務員はたとえ執行猶予でも有罪となれば退職せねばならぬ。それで上告をその場で決意し、上級審申請を申立てた。上級審は神戸にあり、裁判官は文官で軍人ではない。それで田崎氏にカンパして神戸へ出ていってもらい、事情を説明して貰った。1ヶ月後神戸から判決文が送って来た。No Guilt! その説明文に、とかく地方では占領軍と警察と民衆との間に意志の疎通を欠きトラブルが起るが、トラブルが起ることは占領軍の目的に反することである。今後は三者よく意志の疎通をはかれ、云々とあった。これで晴天白日となったわけであるが、われわれ3人は直ぐ、その英文判決文をもって、北署に金子警部を訪れ3人も黙ってその英文をつきつけた。金子は先生方は本当に大変でしたねとお世辞をいったが、3人は黙して答えず(田崎氏はあの大きな目玉で、金子を睨みつけながら)英文の判決文をまた黙って取り上げ最後に3人で「これであなたの証言のデタラメを占領軍も認めたことになりましたね」といって引上げて来た。溜飲を下げたわけだ。

この裁判で当時の学部長原田敏明先生、英文主任河原畑教授は心配されて当日は傍聴に来られ、五高生、熊大生も多数傍聴していた。

第4節 旧制機関の廃止

昭和24年5月新制大学の設置と共に、旧制の大学、高等学校、専門学校及び教員養成諸学校の諸官制が廃止され、これら旧制諸学校は新制国立大学に包括され、単にそれぞれの課程のみを存置することとなった。そしてそれら課程の履修、卒業、課程担当の教職員の身分に関する事項ならびに附属学校についてのみ、なお従来の例により取扱われていた。

本学においても医大、五高、工専、薬専、師範及び青年師範の諸課程を存置したが、昭和25年3月末をもって五高の課程と医大専門部が廃止され、翌26年3月末には工専、薬専、師範及び青年師範の4課程が廃止となった。そして最後まで残っていた医大も昭和29年3月末をもって終了し、ここにおいて旧制学校の諸課程は全て廃止された。

1. 大学・高等学校の新旧切替

新制大学への入学者は新制高等学校卒業者と定められていたが、昭和24年度新制大学が発足する頃はちょうど新旧切替時期に当たっていた。そのため文部省は、これら新制高等学校卒業者以外の者の大学入学に関し、一方では学力認定の指定を行い、さらに一方では新制大学入学無資格者である旧制中学卒業生、専門学校入学者検定試験（専検）、実業学校入学者検定試験（実検）合格者などのために認定試験を実施した。

まず大学入学資格に関する件であるが、文部省は昭和23年5月31日付の告示によって、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を、次のように指定した。

- 1 従前の規定による高等学校高等科又は大学予科の第1学年を修了した者
- 2 専門学校本科又は中等学校卒業程度を入学資格とする専門学校予科の第1学年を修了した者
- 3 高等師範学校、女子師範学校、実業教員養成所又は臨時教員養成所の第1学年を修了した者
- 4 師範学校本科（昭和18年勅令第109号施行以前のもものを除く。）又は青年師範学校の第1学年を修了した者
- 5 昭和18年勅令第109号施行以前の師範学校の本科第一部第4学年又は本科第二部第1学年を修了した者並びに青年学校教員養成所の第1学年を修了した者
- 6 修業年限5年の高等女学校卒業程度を入学資格とする高等女学校の専攻科又は高等科の第1学年を修了した者又は修業年限4年の高等女学校卒業程度を入学資格とする高等女学校の専攻科又は高等科の第2学年を修了した者
- 7 国民学校初等科修了程度を入学資格とする修業年限5年の実業学校卒業程度を入学資格とする実業学校専攻科の第1学年を修了した者又は国民学校初等科修了程度を入学資格とする修業年限4年の実業学校卒業程度を入学資格とする実業学校専攻科の第2学年を修了した者
- 8 大正7年文部省令第3号第2条第2号により指定した学校の第1学年を修了した者
- 9 従前の規定による大学において高等学校高等科又は専門学校本科と同等以上の学校として入学資格を認められた学校の第1学年を修了した者
- 10 朝鮮教育令、台湾教育令、在閩東州及満州帝国国民教育令又は在外指定学校規則による学校において前各号の1に該当する者
- 11 高等学校高等科学力検定試験又は専門学校卒業程度検定試験に合格した者
- 12 教員免許令により中学校、高等女学校又は実業学校の教員免許状を有する者。但し、実習教員免許状を有する者を除く。
- 13 国民学校本科教員免許状を有する者。但し、英語につき国民学校本科訓導の検定に合格した者、英語につき国民学校専科訓導免許状を有する者又は外国語につき専門学校入学者検定試験に合格した者に限る。

次に認定試験については、昭和23年11月9日付の発学502号「昭和24年度新制大学及び旧制専門学校入学者選択について」の第10項と11項によって、24年度以来毎年資格試験を実施し、大学入学の途を開いた。以下参考のため全文を掲げておく。

1 学力検査の数学の範囲について

解析Ⅱ 簡単な微積分と解率とを含むが微積分の応用と統計は除外する。これを新制高等学校教科書「解析」について明示すれば第3章§12, 13, 14の証明（結果を利用することは差支えない）及び雑題を除外する。

第4章, 第5章, 第6章のうち§1—§7を除外§11以下を除外する。

幾何—新制高等教科書「幾何Ⅱ」を全部除外する。

2 高等学校、専門学校、教員養成諸学校第1学年修了者の進学について

イ、高校の場合—第1学年修了者は全部新制大学に受験することとなる、官立学校については入学出来なかった者の学年進行はしない。

ロ、専門学校の場合—第1学年修了者は、新制大学に入学を志願することができるが入学できなかった者及び希望しない者については旧制のまま卒業できるよう計画している。

ハ、教員養成諸学校の場合—専門学校の場合と同様

3 医大及び歯大予科第1学年修了者について

医大及び歯大予科の第1学年生徒は旧制のまま予科を修了して医学部及び歯学部に進学することもできるし、又新制大学に入学を志願することもできる。

4 大学専門学校の専修科、選科の第1学年修了者の新制大学入学資格について

専修科、選科は実体が様々であるのでその取扱いについては事例を挙げて文部省に問い合わせること。

5 朝鮮人学生生徒の入学について

学校教育法第56条の規定に掲げる資格のある者については何等差別はない。

6 養護教員養成所等の第1学年修了者について

この種の学校は入学資格のある者の中に含まれていない。

7 軍関係者の資格について

軍関係者についてに入学資格が該当しておれば従来の例により取扱われることと思われるが詳細はおって通知する。

8 旧制高等専門学校第2学年修了者が新制大学への受験を希望する場合在学のまま許可することができるが、校長の許可があれば受験を認めるようにしたい。

9 文部省で行う適性検査に参加する公私立の学校について

別紙の通りである。

10 大学入学資格認定試験における旧制高校、旧制高専校等在学生の取扱いについて

この認定試験を実施する根本趣旨は専検等合格者及び現在何れの学校にも在学していない旧制中等学校卒業者を対象として実施するもので在校生はその対象としておらないから特にお含み置き願ひ度い。

11 認定試験合格者に対する証書について

認定試験は都道府県内の新制高等学校等を指定して実施される場合が多いと思うがこの場合はその高等学校長から、又、都道府県で直接行う場合は11月以降は教育委員会から交付することになる

う。

12 国民学校本科教員免許状所有者について

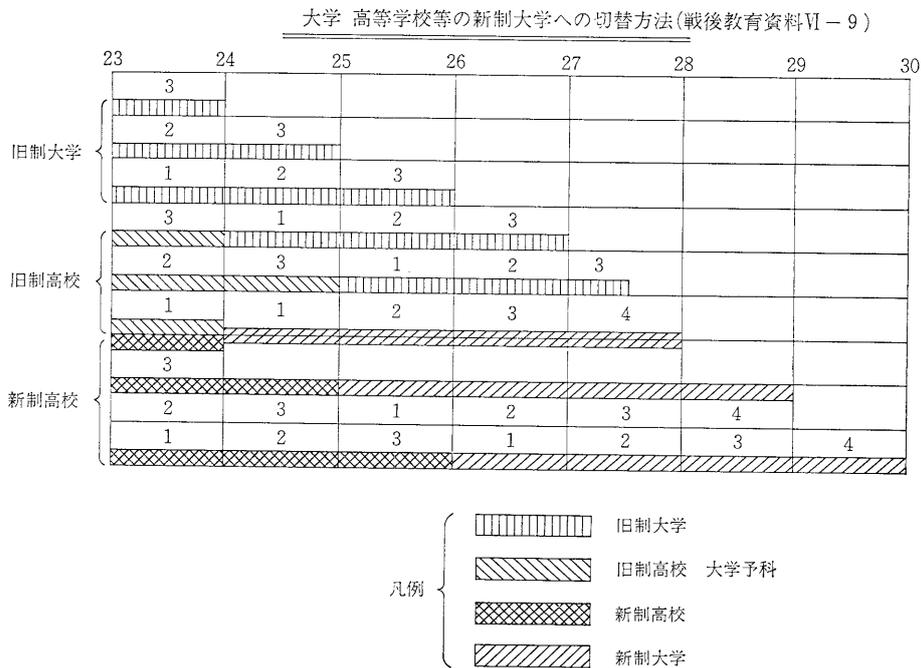
新制大学入学資格があるので各都道府県の入学資格認定試験を受験する必要はない。

公立及私立学校で国で行う進学適性検査に合流する事を希望する学校名（但し学校名は旧制のまま）

学校名（略）別紙（略）

これらの規定によって初期の熊大には新制高等学校卒業者以外に、旧制諸学校や陸士・海兵出身など種々の経歴を有する学生が混在することになったのであるが、一方女子についてもこれによって大学教育への門戸が大きく開かれることになった。

さて文部省が指示した大学・高等学校の新制大学への切替え方法は次のようなものであった。



昭和23年度をもって旧制高校が廃止されることになったため、23年当時1年生であった旧制高校生は、新制高校3年卒業者と共に、新制大学第1回目の入学試験を受けることになった。しかし23年当時2年生だった旧制高校生はそのまま3年生に進級したので、24年の大学発足当時、法文学部には旧制高校の3年生と新制大学の1年生とが同居することになったのである。

2. 白線浪人対策

翌25年は旧制高校最後の卒業式と旧制大学最後の受験の年であった。それまでにも旧制大学浪人（所謂白線浪人）は9千名にも上っていたのであるが、文部省は各大学と協議のうえ、24

年度1万442名だった募集人員を約1,300名増やすと共に、旧帝大のうち6大学は2回入試を行うという、白線浪人救済策を決定した。

本学では熊本医大において定員80名を100名に増加して白線浪人の救済に当ることになったが、25年1月15日にメ切られた入学願書提出者はわずかに167名で、24年度の473名をはるかに下回る数であった。

一方五高では卒業試験の結果377名中70名が不可となったが、すでに前年旧制高校は廃止されて落第させられないため、追試験を行って大部分を卒業させ、旧制大学の受験にのぞませた。しかし旧制大学の受験に失敗した者や、さらに旧制高校を卒業できなかった者は、新制大学入試の他に2年次への編入試験を受けることも可能であった。

本学では昭和24年入学者1,104名（定員1,070名）のうち、82名の退学者を出したことや、理学部(乙)への転学試験のため、理学部(甲)16名、教育学部4年課程8名、薬学部5名、工学部1名の欠員を見るに至っていた。このため各学部毎に2年次への編入試験を認めることになり、5月1日から6日までの間に、旧制の高専校2年修了者または新制大学1年修了者の中から選考することになった。（「熊日新聞」昭25.3.21）

3. 教職員の切替

新制国立大学の教職員定員は、原則として新制大学が包括した旧制諸学校の定員が年次的に移行して形成されるというものであった。昭和24年発足当時の本学定員は新制・旧制合わせて1,484名と定められた。

熊大設置準備委員会において設置認可申請書が作成された折、熊大の総定員数は文部省との折衝の末、旧制定員の2割増程度で作成されたという。その後25年、26年の旧制機関廃止によって定員102名が削減され、27年度の総定員は1,382名となった。

しかし大学総定員は増加したものの、講座定員を中心にしてみれば、旧制定員からの大幅な縮小が行われたのである。昭和23年3月26日付熊本大学設置概要に見える旧制前身校の教授定員は194、現員163となっている。これに対して新講座数は122、教授定員は119となっており、前身校教授定員のほぼ3分の2の規模で講座編成がなされている。新制大学講座編成に当たった工専広本教授や五高大原教授によると、前身校側では各学部の講座数を大幅に増やそうとするのに対して、文部省側では縮小する方針であり、結局前身校の3分の2を目途に作るようにとの指示が出されたという。

これに加えて新制大学の教官資格審査が厳しかったため、前身校からの申請者が新制大学教官としてパスしないという事情があり、昭和25、26年度の旧制課程の廃止によって、旧制教職員の処遇問題が表面化することになった。各学部毎にその対策が講じられたのであるが、新制移行に伴って旧教職員の中にはその職を辞して行った人々も存在したのである。

第5節 黒髪・本荘キャンパスの充実

1. 一般教養教室の竣工

熊大発足後、人事と組織については協議委員会で審議されていたが、大学施設については施設委員会が設けられ、(1)一般教養教室、(2)戦災をうけた学部、(3)学部研究施設の順で施設整備を行っていく方針が決められた。

『施設委員会記録』(昭24.9~26.9)によると、入学式直後の9月16日第1回目の委員会が開かれ、寄付金による初年度計画について各部局より計画案が提出されるとともに、翌17日教養教室、本部、図書館の建設予定地である東光原の実地調査を行うことが決められている。翌25年1月27日、教養建設と学部建設は第一分科会で検討することが決められ、同2月3日、分科会より一般教養教室の建設について計画案が報告された。それは予算2000万から2500万で法文520万、理220万を供出し残額について各学部が負担するというものであったが、これに対して委員長より学内での建設費負担の困難さが説明された。続いて2月6日、本年度の一般教養教室の建設は最小限1980m²(600坪)として残りは次年度に建設するという方針が決められ、この案で建設費問題について県側と交渉することになった。

熊本大学期成会では5月18日常任委員会が開かれ、募金事務局の寄付金1,130万で旧五高内東光原に校舎2棟を新築することが決定された。かくして25年6月25日、期成会予算による教養教室新築第一期工事が着工することになり、4か月後の10月23日木造2階建2棟(延2155m²)が完成し、同25日に竣工式が行われた。

翌26年8月18日、一般教養第3教室木造2階建(延991m²)が、27年11月27日第4教室が、28年5月20日第5教室がそれぞれ竣工し、4か年にわたり5棟の教養教室が期成会によって建設寄贈されたのである。その費用は総額19,781,108円であった。

2. 黒髪キャンパス統合問題

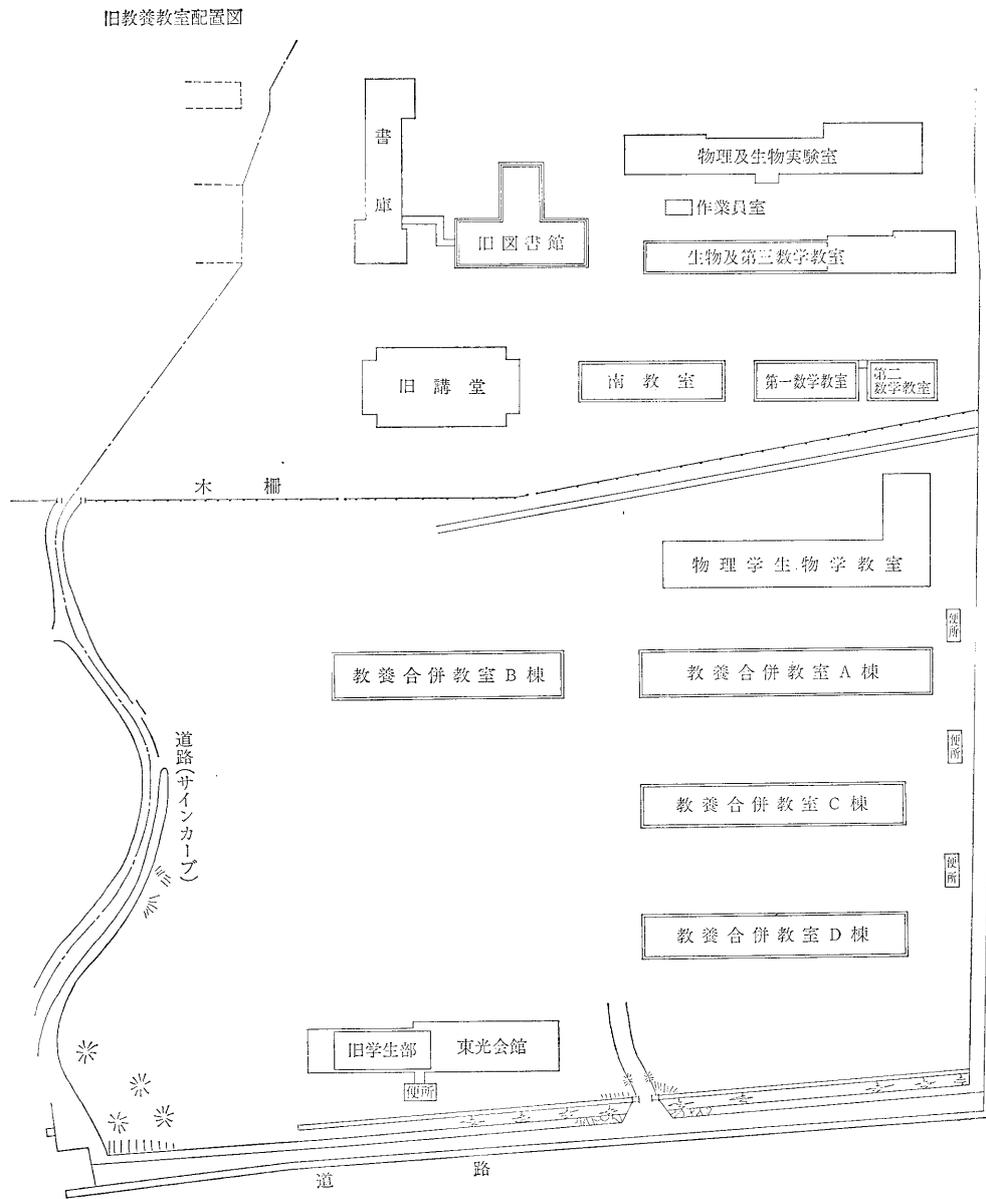
(1) 第九特別委員会勧告

大学設置審議会では24年度発足した新制国立大学の整備統合計画を審議するため、25年第九特別委員会を設け、全国25の大学について実地調査を行い、その他の大学については大学側の意向を聴取して審議を重ねていたが、その結論が出たのは26年度であった。

昭和26年6月2日付文施企第309号文書によって通達された大学設置審議会第九特別委員会の本学に関する勧告は次のようなものであった。

方針

- 1 教育学部をなるべく旧五高敷地附近に移転させる事。そのためには京町の旧男師と済々黌との交



換をはかるか、止むを得ない時は他の敷地の拡張をはかって移すか旧五高寄宿舎を他に移転してその跡に移す事。

- 2 教育学部附属学校は坪井（旧師範女子部）に統合する事。
- 3 法文・一般教養は旧五高敷地にて整備する事。
- 4 大学設置の条件として指示された通り工学部の講座中理学的なもの四つを速かに理学部に移し、理学部は工学部敷地内の建物を増強して整備する事。
- 5 医学部及び附属病院は現在の病院敷地にて復旧整備の上敷内の基礎を放棄する事。
- 6 薬学部は現在敷地にて一応整備する事。

24年発足時において、大学各学部の敷地・施設を京町、坪井、出水、黒髪、本荘、熊本城内（藤崎台）、大江の7か所に分散させていた状態に対して、教育学部を黒髪地区に、理学部を工学部内に移転させ、法文、一般教養、理、工学部を集中させ、医、薬両学部はももとの敷地である本荘、大江地区に復興整備するという方針が提示されてきたのである。この勧告案はその実施過程において種々の問題を生じたが、その後本学各学部建設の主力となったものである。

（2）黒髪キャンパス拡張計画

この勧告文の実施に当たって、本学関係者が最初に取り組んだのは、教育学部建設のための敷地確保問題であった。勧告文における統合方針の第1項によると、教育学部を旧五高敷地付近に移転させるには、(1)京町の旧男子師範と済々黌との交換をはかるか、(2)やむを得ない時には他に敷地を求めてその跡に移すこと、となっていた。この当時、黒髪キャンパス施設統合問題に直接関係する学部長は、教育学部内藤匡、法文学部原田敏明、理学部松本唯一、工学部柳本武（昭和26年10月1日付で就任）の各教授であったが、原田学部長を中心として敷地獲得交渉が進められていった。

まず(1)の熊大東側に隣接する現済々黌高校の敷地を京町教育学部敷地と交換するという案であるが、伝統ある済々黌側ではこの要求を全く受け付けず、直ぐ立ち消えとなってしまったという。

そこで次に考えられたのが、旧五高敷地の北側に広がる竜田山山麓一帯の買収案であった。この計画案は関係者の努力によって、かなり具体的な段階まで進捗し、学部長会議では学部長より率先してこの一帯の中に敷地を購入しておき、漸次大学側の所有地に移して行くことなども話し合われたという。当時旧五高に北接する竜田山山麓一帯は畑地が一面に広がり、竜田山に続く山林を含めて教育施設を建設してゆくためには、最適の候補地であったと思われる。

今にして思えば名案であったこの買収案も、発足したての大学では資金の裏付けが得られないなどの理由によって、大学としての決定を見ることがないまま、立ち消えとなってしまった。その後柳本学長時代から六反田学長時代にかけて、学内で再びこの問題が大きく取り上げられることになったが、その時も終に実現することなく今日に至っている。

（3）法文習学寮の研究室改造に伴う移転統合

熊大発足当時、法文、教育、工、医の4学部にはそれぞれの前身校より受け継いだ学生寮が

附属していた。その中でも最も規模が大きかったのが法文学部の旧五高寮「習学寮」であった。法文学部では発足時からこの習学寮を改造して教官研究室とする計画であり、学部建設とくに教官招聘の上からも緊急を要する問題であった。

昭和25年3月、旧制機関の廃止措置により第五高等学校課程が終了し、五高生が全て卒業してしまった後、同5月10日付で法文学部長に就任したばかりの原田学部長は、早速この問題に取り組まねばならなかった。学部側では寮惣代を通して研究室改造に伴う明け渡しを申し入れていたが、当時の習学寮には旧制以来の長い自治の伝統とバンカラの気風を残す法文・理学部の学生ばかりでなく、他学部学生や戦後の風潮を反映して共産党のオルグ活動者なども入居していたようであり、学部長や事務長はこれらの学生達に取り囲まれて交渉を求められることも度々であったという。

しかし寮惣代との折衝の結果第一回の明け渡しについては5月中にまとまったようで、25年6月1日の法文学部教官会議では、「階上全体につき7月10日頃まで明け渡し、その間西側半分9室は即日明渡し、階下は来年3月までに完全に明渡しこと、双方誠意と責任を尽すことになった。」との報告が行われている。

ところがその後習学寮では、同年7月5日より集団赤痢が発生し、大学側では急拠夏休みを繰り上げるとともに、全寮生を禁足して防疫活動に当たらねばならなかった。医学部からの応援をうけ、寮内の消毒や患者の隔離、治療に当たった結果、7月中旬やっと新患者が出なくなり、寮生達の禁足が解けた。

赤痢騒ぎが一段落した後、8月3日の協議委員会において寮改造問題が話し合われ、至急期成会側と折衝を進めることになった。それから2か月後の10月10日、期成会寄付金80万円の助成によって、法文学部教官研究室18室の改造と玄関1棟の新築工事が竣工した。この頃4棟あった寄宿舎のうち、一寮の西半分が教官研究室に、四寮が教官宿舎に使われ、学生は二、三寮と一寮東半分を使っていたという。

その後昭和26年6月、第九特別委員会の勧告により教育学部の黒髪キャンパス移転統合が本決りとなり、新敷地の確保が進められて行ったが、そのいくつかの案が行き詰まってしまったため、勧告案第1項に示されていた「旧五高寄宿舎を他に移転してその跡に移す」という移転統合案が取り上げられることになった。

しかし法文学部では、旧五高寮移転跡に教育学部を移転させるという案に対しては反対の向きが強く、原田法文学部長と柳本工学部長を中心とする学部長会議において、五高内の理学部を工学部東隅に移転し、その理学部跡に教育学部を移転させるという基本方針が決められた。そのため一時的措置として教育学部建設まで、習学寮を他に移転した跡を教育学部教官と法文学部教官の研究室及び教室に改造し、共同使用することになった。

(4) 黒髪キャンパス統合第一次計画

協議委員会で第九特別委員会による施設統合の勧告案が取り上げられたのは、26年9月27日であった。席上教育学部長、施設課長より速やかに実施計画を出すようにという文部省の意向

について報告があり、学長より根本方針を協議委員会で樹立し、細部を施設委員会で検討するようにしたらよい、との提案がなされた。

翌27年6月12日開催の協議委員会において、この統合計画に関連する3つの問題が審議された。その一は理学部、教育学部移転準備のための施設建築であり、その二は内坪井の旧女子師範を城東小学校敷地として熊本市へ譲渡する問題であり、その三は旧五高寮移転先として短期大学跡地を購入することについてであった。

五高寮の移転先についてであるが、最初の案は武夫原北側に5940m²（1800坪）を用意し移転させるというものであったが、先述のごとく買収案が実現しなかったため、次に進められたのが黒髪町宇留毛にあった熊本短期大学（旧語学専門学校、現商大前身）移転による敷地校舎の買収であった。

施設委員会においてこの問題が具体的に提起されたのは27年12月11日であり、この時の学生寮の移転方針が次のように決められた。

統合計画により、黒髪地区に現存する学生寮を、宇留毛地区の熊本短期大学所有の土地33,976m²、建物延2,995m²を買収移転させ、学生寮として使用していた建物を教室、研究室に模様替をし、教育学部を移転統合することについて協議の結果、宇留毛地区の買収方促進、学生寮の移転を昭和28年度中とする。

翌28年この買収計画は早速進められ、まず第1回目として3月27日に、宇留毛地区建物延2056m²について熊本短大との売買契約が成立した。ところが28年度に入って6月28日の熊本大水害によって、本学においても白川河畔に位置した医学部附属病院、工学部に大きな被害を受け、学内は一時その復興対策に追われることになった。その間28年8月1日には、それまで本学内の任意の議決機関であった協議会が、正式に「評議会」として制度化され、新委員選出のもと再出発することになった。

本学において第1回目の評議会が開かれたのは8月13日であったが、この時評議会に施設、組織委員会を新たに付設することが決定された。この席上、熊本短大跡の寄宿舍改修の件が原案どおり承認されたが、統合計画案そのものについて評議委員と施設課長の間、次のような意見の交換がなされた。

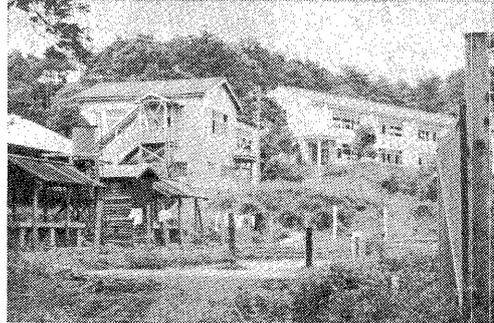
- | | |
|------|--|
| 委員 | 学部長、施設委員、局長の異動に伴い会合を開いて統合計画等を再確認したい。 |
| 議長 | 是非その会合を開きたい。 |
| 委員 | 施設案等は評議会にかけるべきだと思う、こういう要求する心算だとかけるべきだ。断片的なものだけでは計画案全体が一体どういう風に進んだのか全貌が少しも判らない。 |
| 施設課長 | 目下立案中で近くおはかりしたい。 |
| 委員 | 昭和29年度全体計画を文部省に交渉される前に我等に御知らせ願いたい。これが示されねば全く我々は不安でたまらない。 |
| 幹事 | 予算は遅れていますので直ぐに行なわれないのです。実施は各学部御諒解を得た上でやりたい。 |

8月27日の第2回目の評議会で施設課長より統合計画の全体案が示されることになった。し

かしここで提示された施設課の原案はあくまでも理想案であり、これを施設委員会に付託して審議すると共に、実際の移行計画についても、施設委員会に委任されることになった。

10月8日開催の第5回評議会において、昭和28年度の施設計画変更が協議され、(1)理学部化学教室の新営は木造平屋建(602m²)とし、既設建物の補修費獲得に努力すること、(2)教育学部木造教室(992m²)の新営、工学部寄宿舍(西寮)の移築及び短大跡寄宿舍2棟を補修すること、が決定された。

この理学部教室、教育学部教室が竣工したのは、翌29年3月25日であった。一方短大跡地については、28年12月22日に第2回目の契約が成立し、土地33,976m²、建物延939m²が買収された。その後買収した建物は第一寮、第二寮、第三寮、第五寮として改修されると共に、工学部の西寮がこの敷地内に移転することになり、29年3月31日学生寮第四寮(木造延641m²)として移築が完了した。



黒髪町宇留毛の学生寮

これによって昭和29年4月法文習学寮は宇留毛地区の現学生寮に移転することになり、心配された学生達の反対の動きもなく、旧五高以来数々の歴史を秘めた習学寮はその幕を閉じることになった。その後習学寮跡は法文・教育学部の教官研究室及び講義室に改造されたが、昭和31~32年頃の配置図を示すと次頁のようにになっている。

(5) 東教場敷地買収

28年8月1日、評議会のもとに新たに付置された施設委員会が最初に取りくんだのは、現教育学部東教場の敷地獲得問題であった。

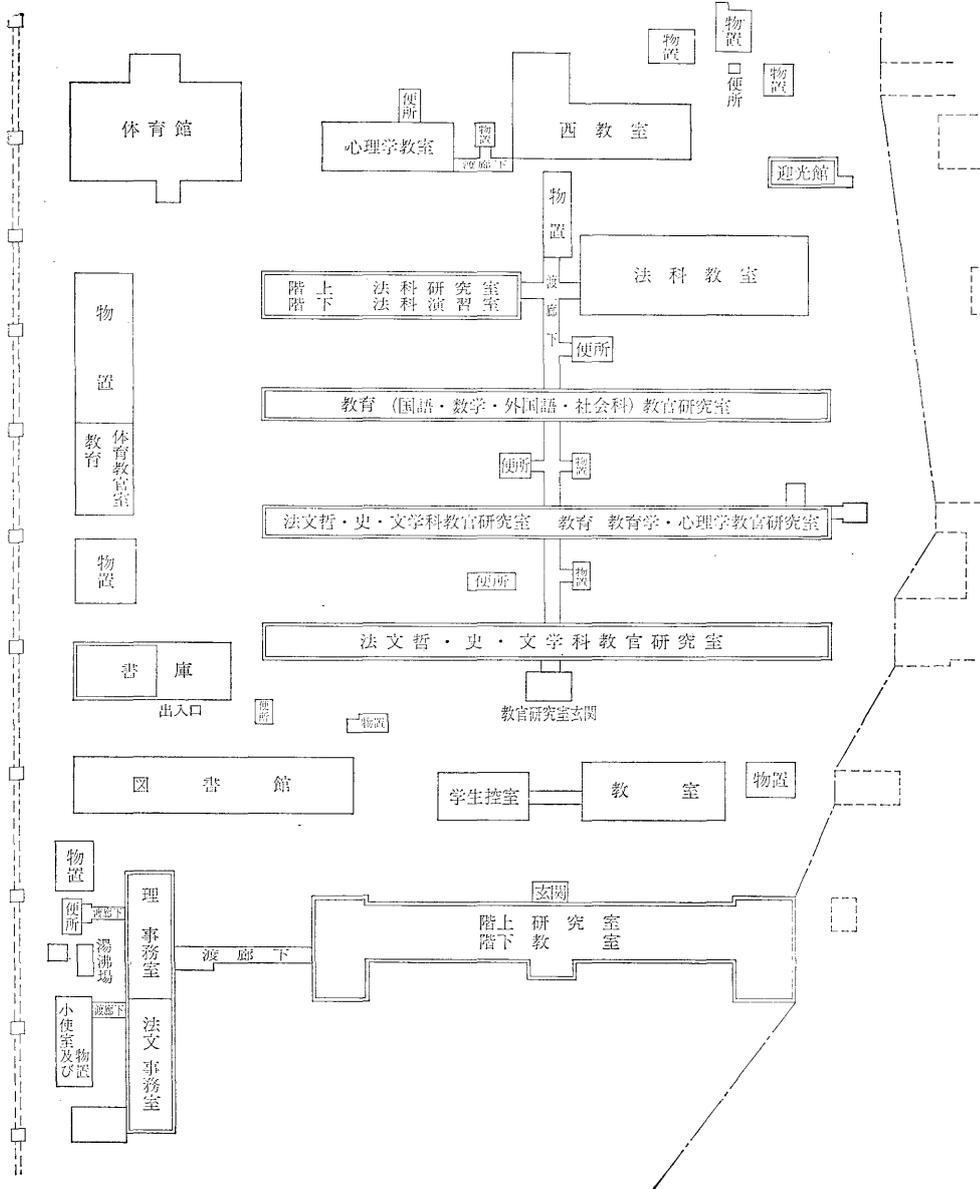
そもそもこの東教場買収の発端は、前年熊本市より大学側に申し込まれていた内坪井教室の譲渡問題であった。それは郵政局の旧城東小学校跡誘致に伴って、城東校の新敷地として熊本市が希望したものであったが、教育学部移転統合のための敷地獲得に資金不足のため悩んでいた大学側にとっても好都合であり、熊本市との代替地交換が可能であるとみて交渉を行ったものと思われる。その詳しい交渉経過は不明であるが、28年9月1日の施設委員会記録によると、内坪井教室の敷地・建物及び旧青年師範の建物と黒髪町下立田の土地の交換ということで、熊本市との話し合いが進められている。



昭和28年頃の東教場予定地

黒髪地区の統合計画により、教育学部を同地区に移転統合するに当たり、土地及び建物の不足を来た

昭和31~32年頃の法文・教育教官研究室・教室配置図



し、現在城東地区（内坪井教室）にある大学所有の土地および出水地区（旧青年師範）の建物と、市計画の黒髪町下立田の土地との交換について協議

第九特別委員会報告では「教育学部附属校は坪井教場に統合すること」とされていたが、教育学部内ではもともと京町敷地に統合する意向だったようであり、昭和28年12月10日の評議会において坪井教室の熊本市との交換が承認された。翌29年1月20日の教育学部教授会では、附属中学校を京町敷地に新設することが決定された。

その後この買収地は同年5月12日の教授会において「東教場」と命名され、6月30日京町本館の東側4室を除く校舎を東教場に移築して音楽教室、生活科学教室を建築し、さらに期成会の寄付によって美術教室を建築することが決定された。翌30年1月25日まず美術教室が完成し、続いて2月28日には生活科学教室、音楽教室も竣工した。この間1月30日には京町地区の附属中学校校舎も完成し、昭和30年度の新学期から教育学部は黒髪キャンパスにおいて学部運営を行うことになった。

一方坪井教室は、それまで教育学部2年課程と生活科学科が使用しており、さらに敷地内には教育学部の女子寮（家庭寮）と男子寮（修友寮）があった。黒髪キャンパス統合問題が起こった直後の27年には、4年間移転計画の初年度に2年課程を移すことになっていたが、その後熊本市への譲渡問題が起り、2年課程が黒髪キャンパス内に移転したのは東教場校舎の完成した昭和30年3月頃であった。移転後2年課程が使用していた坪井教室は城東校敷地となったが、修友寮・家庭寮のみはそのまま残され、昭和32年3月18日女子寮が京町敷地に移転し、昭和35年5月29日男子寮が黒髪町宇留毛の学生寮に合併されるまで、学生寮として使用された。

その後、京町地区に残っていた職業科教室も昭和31年12月新しく新南部農場が確保されたのに伴って東教場に移転することになり、それまで東教場内の普通教室として使用されていた南端の校舎が、31年以降職業科教室に当てられることになった。

（6）黒髪キャンパス統合第二次計画案の成立

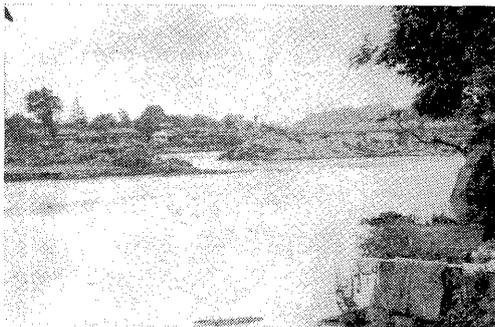
黒髪統合計画の第一次段階である旧五高寮の宇留毛地区移転、理学部、教育学部校舎建築が進行する中で、大学施設委員会による具体的な移転統合案も本格化していった。その全体の方針は29年2月22日開催の第15回評議会における施設委員長説明によると、第一次案と第二次案に別れていた。すなわち第一次案は中間的段階で教育学部が京町から理学部構内に下りて来た時の案であり、第二次案はその上立って永久的な熊大の構想をたてたものであり、第一次から第二次計画までは5年間で、約3億円の予算を必要とするというものであった。

この時の具体的計画案は、現在のところ評議会記録の中には残されていないが、その後の黒髪キャンパス各学部の建設は、この第二次計画案によって推進されて行ったのである。

第6節 熊本大水害とその被害

1. 大水害の様子

昭和28年6月25、26日の両日にわたり九州中北部一帯を襲った豪雨は熊本県下に死者行方不明800余人、罹災者38万人、住家被害9万7千戸という大惨禍をもたらした。県下の降雨量は阿蘇山地区の985ミリを最高として平均550ミリという実に熊本測候所はじまって以来の大雨であった。このため白川、菊池川をはじめ各河川はたちまちにして氾濫、熊本市を中心として県下各地は一瞬にして濁流に吞まれ、ことに熊本市は熊本城一帯の高台、京町台を除き全市浸水というかつてみない大惨事を招いたのである。特に阿蘇五岳は各所に崩壊、山津波を伴い火山灰は熊本市を貫流する白川に押し流された。このため街々は泥海と化し、さらに1か月余の後水のひいたあとは予想だにできなかった泥の山が築かれたのである。その堆積土は実に240万m³に達し、火山灰地帯を水源に持つ白川の水禍をまざまざと見せつけたのであった。



子飼橋にひっかかった木材（左手の水路には洪水前民家が建っていた）



水害後の黒髪町大学通り（向うの松木は法文官舎付近）

熊本市内で最も被害の大きかったのは熊大の工学部、病院の位置している白川流域であった。流失した架橋だけでも、竜田口鉄橋、小碓橋、明午橋、安己橋、銀座橋、病院橋、代継橋、泰平橋、白川橋、世安橋、蓮台寺橋、着場橋の多くにのぼり、長六橋、大甲橋、子飼橋を除く市内の橋梁が全てこの水害によっておし流されたのである。流失を免がれた子飼橋一帯は、白川が大きくSの字形に蛇行する個所に当っており、水量を増した河流は曲りきれず、本学工学部の位置する辺りより子飼橋東岸地帯に向けて一直線に流路を変えて突っ切ったため、最大の犠牲者をだすことになってしまったのである。その被害は流失家屋229戸、倒壊159戸、死者121名、行方不明8名にのぼったが、この中には本学学生の死傷者も含まれていたのである。

熊大に残っている『水害日誌』によって、大水害の経過を追ってみると、6月25日未明より

県下一帯に降り出した豪雨により、正午までに市内の目抜通りの下水の水が逆流して濁流に変わり、交通が一時途絶し、午後3時に大雨注意警報が発令。翌26日、降りしきる雨はさらに激しさを加え、河川は刻々と増水し午後2時50分警戒警報第1号が発令され、午後3時5分鉄道全線不通、4時30分市内各地堤防が溢れ、白川橋危険状態、本荘町一帯浸水、午後5時警戒警報第2号発令、薬園町一帯浸水、5時50分病院橋流失、各校区毎に避難準備、熊大ではラジオによる情報集めに努めながら、警戒体制を整え、午後5時本部職員の適切なる処置を求めるため宿直を3名に増員、さらに午後7時情報対策を図る宿直員1名を3名に増加した。

宿直者は大学付近の罹災者や避難者のために工学部講堂を開放し、水深1m20cmの水の中を胸までつかって誘導し全員避難させるが、刻々と増水してくるためさらに本館に誘導し完了したのが午後9時40分。午後7時10分に警戒警報第3号発令、7時25分には同4号発令、そして午後9時30分有明海満潮時には白川、坪井川が溢出して全市が浸水、午後10時、弘済寮流失、一夜塘決壊して子飼橋右岸の宅地130戸流失、200余名の死者行方不明を出す、子飼、薬園町一帯2階まで浸水、27日午前12時30分白川橋流失、夜明けと共に小降りになるが依然として降りやまず、浸水次第に退くが一夜にして市街は真黒いヨナドロ臭気と濁水で家屋も道路も区別がつかないドロ街と化する。午後12時25分警戒警報解除、しかし依然として雨止まず……。

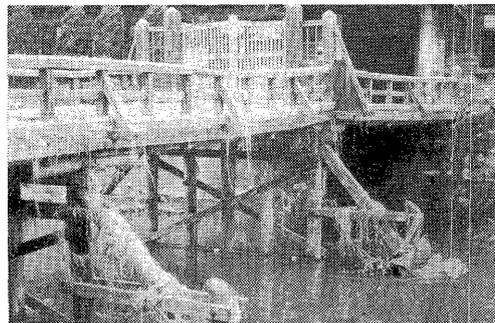
6月27日、各地の惨害により各職員に連絡がつかず茫然としていた本学では臨時学部長会議を開いて、「熊本大学災害対策本部」を設置し、まず最初に各学部毎に財産と職員の罹災状況の調査を開始した。そして翌28日より連日災害対策を話し合うため学部長会議、水害対策協議会が開催され、復旧に乗り出した。

2. 本学の被害

6月26日熊本市内全域の浸水により、熊本大学の施設関係では、教育学部の坪井教室・附属中学と附属幼稚園、黒髪地区の工学部応用力学・化学教室等が大きな被害をうけ、最大の被害をうけた工学部で8千万円、附属病院薬局5千万円、その他の学部を統計すれば被害総額は1億7,8千万円に及ぶものとみられていた。



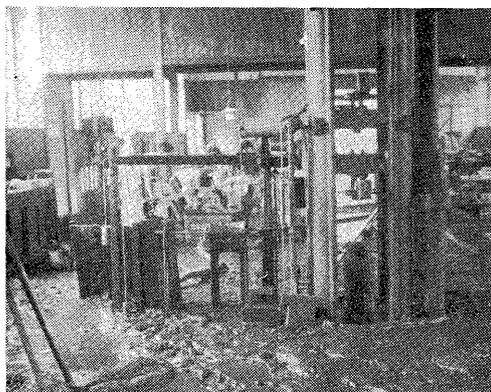
水害後の附属幼稚園



水害後の附属中正門



附属病院外来地下薬局の排土作業



応用力学教室の泥に埋ったオルセン型100
トン万能試験機

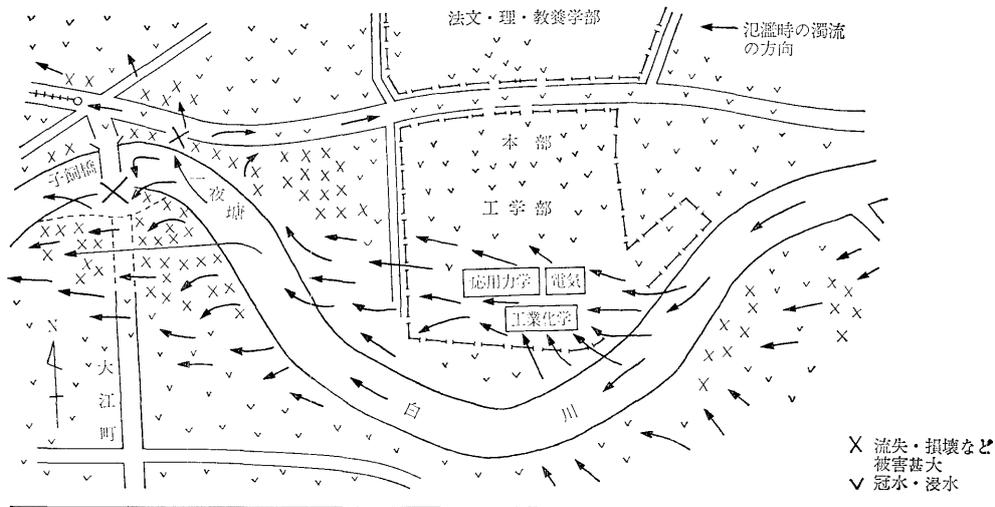


工業化学実験室の泥位(水位は窓の線)

最も被害の大きな工学部の惨状を、7月11日付「熊本大学新聞」は次のように伝えている。

阿蘇の火山灰土を含んだ白川の奔流が工学部内を横に突走った(次頁参照)ため工学部各科教室実験室は一夜にして泥に埋り本学最大の打撃をうけた。南端白川沿いの工業化学教室の惨状は想像に絶し実験室研究室内は濁流に揉まれてドンデン返し。椅子が浮動して机の上に横倒しになり、南第一棟の一教室では室内の机の大半が流失水浸した地下薬品庫では薬品が流出、白煙が立上っている。壁にのこる濁水の跡があ夜のウォーターレベルを示して南寄りのひどい所では六尺から八尺。十尺を超える泥土が各科実験室工場の精密機械を無惨にも埋めている。応用力学教室のオルセン型百トン万能材料試験機は地下部二十尺が完全に埋没“九州唯一時価二千万円”が泥の中。分解整備しても使えるかどうか疑問だという。X線発生測定装置、分光分析装置などを損失した工業化学科だけでも二千五百万円、電気科も二千万円近い損害というから工学部全体では八千万円を優に突破。

7月15日現在の学生の水害罹災状況は次の表の通りであり、学生の45%が被害を受けていた。このうち死亡、行方不明の学生は合計6名であり、この中には人命救助の途中で自らの生命を失った者も含まれている。



学生水害罹災状況報告

熊本大学学生部

昭和28年7月15日現在

種別 学部	死亡	行方不明	負傷	自 家			下 宿			罹災者数	被害なし	連絡なし	在籍数
				全壊 流失	床上 浸水	床下 浸水	全壊 流失	床上 浸水	床下 浸水				
法文学部			2	1	93	3	7	55	0	159	187	476	822
教育学部 (4年課程)				4	75	43	2	33	7	164	350	229	743
同 (2年課程)				0	47	20	2	107	3	179	90	187	456
理学部		1		0	49	9	4	25	8	95	98	187	380
医学部	1	1	3	0	37	11	5	70	26	149	248	0	397
薬学部				1	38	17	1	67	93	217	108	0	325
工学部	2	1	4	2	90	45	2	116	14	296	462	144	875
計	3	3	9	8	429	148	23	473	151	1,232	1,543	1,223	3,998

次に7月8日現在の教職員の罹災状況とその被害の様子を示すと次の表の如くであり、全職員が41%が被害を受け、その家族の死亡行方不明8名となっている。

教職員の水害罹災調査

昭和28年7月8日現在

部 局 名	現 員	罹 災 者	非 罹 災 者	罹 災 %
本 部	97	38	59	39%強
法 文 学 部	87	25	62	30%弱
教 育 学 部	205	80	125	39%強
理 学 部	87	39	48	45%弱
医 学 部	242	116	126	48%強

部 局 名	現 員	罹 災 者	非 罹 災 者	罹 災 %
薬 学 部	71	17	54	24%弱
工 学 部	155	77	78	50%強
体 研	40	20	20	50%
図 書 館	25	11	14	44%
附 属 病 院	336	132	203	39%強
計	1,345	555	790	41%強

註 罹災者数は床上床下を含む。
床下軽微を含まず。

水害復旧に要する経費

事 項	金 額	内 訳				
		本 部	法文学部	教育学部	理 学 部	
1 施設復旧費	155,124,967	1,261,000	599,080	19,557,470	71,950	
泥土排除費	25,454,022					
土地復旧費	8,142,200					
建物復旧費	97,390,245					
工作物復旧費	24,138,500					
2 設備復旧費	147,166,679	1,263,000	165,000	2,676,300	3,334,000	
備 品	103,675,561					
消 耗 品	43,491,118					
3 応急措置費	2,540,177	161,135	39,470	455,000	11,800	
4 施設復旧事務費	3,100,000	非常勤職員 1,090,000円				
人 件 費	1,090,000					
旅 費	570,000					
事 務 費	1,440,000	備品 100,000円 消耗品 450,000円				
5 超過勤務手当	1,634,500					
計	309,566,323					
事 項	金 額	内 訳				
		医学部	薬学部	工学部	図書館	病 院
1 施設復旧費	155,124,967	7,471,600	3,146,825	13,042,652		109,974,390
泥土排除費	25,454,022					
土地復旧費	8,142,200					
建物復旧費	97,390,245					
工作物復旧費	24,138,500					
2 設備復旧費	147,166,679	437,000	260,000	102,695,593	4,119,233	32,216,553
備 品	103,675,561					
消 耗 品	43,491,118					
3 応急措置費	2,540,177	47,000	30,000	620,800	2,000	1,172,972
4 施設復旧事務費	3,100,000	超過勤務手当 890,000円 計 1,440,000円				
人 件 費	1,090,000					
旅 費	570,000					
事 務 費	1,440,000					
5 超過勤務手当	1,634,500					
計	309,566,323					

28年8月13日開催の第1回評議会に提出された水害復旧に要する経費見積りは、施設復旧費1億5千万円、設備復旧費1億4千万円などで総額3億円以上で、その内訳は前頁のようになっていた。

3. 水害時の学生の活動と遭難学生慰霊祭

熊本大学と各学部自治会の共催により、6・26水害で死亡した本学学生6名と附属中学生1名の慰霊祭が熊本講堂において挙行されたのは、水害より4か月後の10月26日であった。

式は学生部長の開会の辞に始まり、遭難学生7名の霊に対して来賓各位や友人代表の弔辞が述べられたが、この中には人命救助の最中に自らの命を失った学生も含まれており、ひとしお参加者の涙を誘った。

(水害遭難学生と慰霊祭学友代表)

遭 難 学 生		学 友 代 表		遭 難 学 生		学 友 代 表	
理4	豊里清治 ^{セイリ ショウジ}	化4	田島博史	工1	小倉徹二 ^{コウ ケツ シ}	化1	平山哲郎
医4	高田典男 ^{ノリ オノ}	医4	調政喜	工1	中川徹 ^{ナカガワ トオル}	採1	吉野慶喜
医4	宮川成貴 ^{ミヤカワ ナカキ}	医4	中村昭典	付中3	大津雅弘	付中3	上塚高弘
工2	滝川幸夫 ^{タキカワ ユキオ}	電2	荒木信				

その1週間後の11月1日は熊本大学開学5周年日に当たっていたが、鰐淵学長はその式辞の中で、本学学生の水害時における活躍を、次のように述べたのである。

「—本学に於ては直ちに1週間の臨時休講を決定し、水害対策本部を設けて7月6日迄連日学部長会議を開いて応急処置を講じ、一方文部省よりは7月5日田中施設部長の視察を初めとして数回係官の被害実情調査がありました。被害の最も甚だしかったのは工学部と附属病院であります。被害は各学部にも亘り、施設復旧に1億5千5百万円設備復旧に1億4千7百万円応急措置費として250万円其他合計3億950万円を復旧予算として要求し目下臨時議会で於て審議中であります。差当りは2千万円の繋ぎ資金を以て応急措置を行っている始末であります。以上の如く此度の水害によって多くの罹災者を出し貴い人命をすら失って大学の蒙った痛手は大きいのであります。その反面に於て私は学生諸君の示した多くの美挙を知って喜びに堪えない者であります。その重なるものを列举致しますと、6月26日夜大学周辺の出水甚だしく危険が迫ったと見るや、習学寮の寮生諸君は総代出井昇君以下全員179名が出勤して或は教官宅の応援に、或は市民の救助にあたり、自己の生命の危険を冒して深夜迄活動し、20数名の人を救助して之を寮に収容し、温き保護を加えました。医学部の学生諸君は、自治委員長佐々木忠重君統率の下に、水害翌日より教官宅の救援に、学友高田、宮川両君の死体捜査に尽力、6月30日より本学水害対策本部の要望に応じて救護班を組織し教官指導の下看護学校生徒の協力を得て、交通不便の折柄7月中旬迄毎日各避難所を巡回し、診療看護に、或は伝染病予防に努めて県市当局に協力致しました。又医学部学生20名、看護学生30名は委員長中島典嗣君を団長とし日赤熊本支部熊本学生奉仕団に加わり救護班を編成して市内の巡回治療に当る事7月19日に及んでおります。工学部は被害も最も甚大でありましたが、当夜工友寮も濁水の洗礼を受けるや寮生126名は、総代飯野範三君の極めて適切なる統制と一同の敏速なる活動により被害を最小限度に止め、その後も

排土その他の後始末に、或は教室の清掃復旧に、或は滝川、小倉両学友の死体引取りと火葬に懸命の努力を払い、その復旧を大いに促進せしめました。尚其他にも教官や学友の救援に、下宿や隣人の加勢に骨身を惜しまず働いて感謝された人は枚挙に遑ありませんが中でも理学部の豊里清治君の如きは、当夜子飼橋畔の下宿が浸水して危険に頻するや、下宿の子供を安全な場所に救出し、更に活躍中力尽きて水中に没し去ったのであります。この他にも遭難された学生中には人命を救助せんとし或は下宿の加勢中に犠牲となられた者もあるやに聞いております。あの混乱と危険の中に示された之等の行動は、人類愛の極致でありまして、この犠牲的精神があれば、水害復旧は勿論我民族の復興の容々たるものであると存じます。近頃青少年の行動には寒心に堪えないものがあり、本学学生に対しても又兎角の批評の免がれ難い時、私はこの度の数々の美しい行動を知って恰も水害後の泥の中に祖先伝来の家宝を見出したが如き感が致し、誠に心温る思いが致し、本学の物質的損害も大きいし、水中に没し去った人は再び還っては来ませんが、ここに知られた数々の美挙は、単に社会から感謝され、本学復興の原動力となるのみならず、失はれた学友の冥福を祈るよすがともなる事と信じます。私は皆様と共にここに感謝を新たにし、重ねて之等の学生に感謝したいと存じます。——」

4. 阿蘇・白川の総合調査研究所設置の動き

28年8月18日付の「熊日新聞」は、今回の大水害に鑑み将来の防災に資するため、各学部の機能を動員して阿蘇、白川の総合的調査研究に乗り出すことになったことを報じた。

熊大評議会においてこの問題が審議されたのは28年8月27日であった。理学部委員より研究所設置要項が配付された後、議長より科学研究で行くか、研究所設置をすべきかが論じられた。

席上、京大火山研究所との関係や人文科学系との共同研究案について論議され、さらにこの研究所案に対して学部建設や大学院設置の方を優先させるべきとの反対意見も出されたが、最終的には名称を阿蘇総合研究所とし、目的は防災研究として、文部省に対して研究所設置を申請することになった。

8月29日付の熊日夕刊紙上には、この研究の一環として、今回の水害に関する医学部関係の中間報告が発表されるなど、医・理などの部学においてはその準備が進んでいたのが、ついに阿蘇総合研究所の設置認可には至らなかった。

第7節 新制大学の運営方式

1. 大学管理法問題

昭和23年10月、文部省は占領軍の示唆のもとに、「大学法試案要綱」を発表した。本要綱は各国立大学に学外者9名、教授代表3名、及び学長からなる管理委員会を組織し、これに学

長、学部長、教職員の任免権をはじめ、財政運用等にかかわる一切の権限を与え、さらに中央に大学の指導助言機関として中央審議会を設け、民意を反映させるというものであり、アメリカの州立大学の管理方式に酷似しているところから「大学理事会法案」とも呼ばれた。

本要綱に対しては教育刷新委員会、日本学術会議等をはじめ、日教組、全学連等の民間団体が大学自治の伝統を破壊するものとして反対を決議、おのおの対案を発表し全国的な反対組織を結成した。

そのために本要綱は昭和24年白紙撤回され、新たに大学管理法草案起草協議会が設けられて、昭和26年国立大学管理法、公立大学管理法等が国会に上程されたが、廃案となった。（『日本近代教育史事典』P141）

新制大学発足後3年を経過したが、正式の大学管理方式が決定されないまま大学整備の最終年度を迎えるに当たって、大学運営のための諸規則の制定が、国立大学協会（国大協）を通じて大学側に委ねられることになったのである。

本学の協議委員会においてこの問題が取り上げられたのは27年1月24日であった。学長より、「大学管理法草案未決定のため、大学運営の内規若しくは申合せ的なものを国立大学協会に定めてほしい意向であり、近く理事会が開催されるから、評議会運営、組織、その他学長、学部長の任期、選挙方法等の案を各学部より御提出願いたい」との申し出が行なわれた。

27年度に入ってこの問題が本格的に審議されることとなったが、5月28日の協議委員会において、大学管理法案に関して、

評議会構成	学部教授3名以内
任期	2年を可とする
学長の任期	3年ないし6年（大学の評議会で決定）再選可，三選不可
学部長の任期	2年
教授会	完成年度において教授定員の2/3以上とし、その教授会で助教授、講師の参加を定める。

などの中間報告が行なわれ、本学においては28年3月31日までは現在の形をとり、以後新しい形で進みたいという基本方針が述べられた。

9月11日開催の協議委員会において、学長及び学部長の選考、任期などについて組織委員会で検討することが決定された。

その後、組織委員会では学長、学部長の選考基準原案を作成し、28年1月29日の協議委員会に提出した。3月26日、再度逐条審議が行われ、4月23日、正式に学長選考基準、学部長選考基準が採択され、28年4月1日より適用されることになった。

一方、28年1月29日の協議委員会では停年制について、次の3点が決定された。

1. 教授の停年を満65歳とする
2. 停年に達した時の学年末に退職することとなる
3. 適用を昭和28年4月1日よりとなる。（すでに停年に達している者も適用を4月1日とすることにより、明年3月31日退職することになり、実質的に実施を一年延期することにした。）

それとともに、学長より教授会の構成について、教授定員の3分の2が揃えば正式の教授会と認め、教官人事の審議を認める意向のようである、との文部省方針が説明され、組織委員会において各学部教授会の実情調査の上、原案を作成することになった。

4月23日、学長・学部長の両選考基準と共に次のような教授会基準も採択され、この基準は同日より施行された。

教授会基準

1. 教授会は学部長及び学部の教授全員を以て組織する。
2. 教授会にはその定める規則に基づいて助教授及講師（5名以内）を加へることが出来る。但し助教授及講師は教授人事の審議には加はることが出来ない。
3. 教授会は法令の定める事項の外当該学部教授会の定める事項を審議する。

2. 学 長 公 選

28年4月1日より実施された「熊大学長選考基準」によると、学長選考は任期満了か学長辞任か欠員の場合に協議会が行い、各学部3名及び体研1名の教授によって構成される推薦委員会において学長候補者を5名選び、選挙管理委員会の管理の下に教授、助教授、講師による選挙が行われ、過半数の得票を得た者が当選となり、過半数を得た者がいない場合は高得点者2名につき再度投票を行い、これで過半数を得た者がいない場合は決選投票を行う、というものであった。

5月14日の協議委員会において学長選挙は5月25日と決定され、19日に学長選挙の公示が行われ、推薦委員会より推薦された学長候補者7名が発表された。推薦委員会は6学部1研究所からの19名の委員で構成され、2名連記投票で5名の候補者を選ぶことになっていたが、第5位に同点者があればその全部を候補者にするという規定であった。推薦委員会の選挙の結果第5位の得票数は4票で、4票の投票を得た者が3名あり、このため7名全部が学長候補者として推薦されることになったのである。

ただしこの中の1名は23日に立候補を辞退したため、25日の選挙は6名の候補者について投票が行われることになったが、第一次選挙では過半数の得票を得た者がなく、高得票者2名について第二次選挙が行われた結果、鱈淵健之教授が当選した。

しかし翌26日に開かれた臨時協議会では、23日に学長候補者の1人より提出された候補者辞退届について鱈淵学長の処置が問題となり、一時は学長辞退の意が表明されるなど、議事が混乱したが、学長のとった手続上のことについて不備の点があったことを遺憾とする、との決議がなされて鱈淵教授の学長当選が正式に認められた。これまで官選学長であった鱈淵教授は28年5月26日付で初代公選熊大学長に就任した。

3. 学部長公選

学部長選考基準の制定以前に、本学において行なわれた学部長選考で注目すべきは、第2代工学部長選挙であった。26年9月19日の臨時協議委員会において報告されたところによると、候補者選出方法は工学部教授会に一任され、工学部では教官及び事務官による第1次選挙で候補者を選出し、教授会のメンバーによって第2次選挙が行われた。学部長及び工学部代表5名よりなる選考委員会では、上位2名を学部長候補として文部省に報告することとし、その結果第一候補であった柳本武氏が、26年10月1日付で第2代工学部長に発令されたのである。工学部内で行なわれたこの選考方法は、27年8月13日に発表された国大協の二重選挙方式に先行して実施されたものであり、しかもその一次選挙には学部内の教官と共に事務官も参加するなど、注目すべき方法であった。但し、協議委員会において、この方法は今回限りとし、前例としない旨が申し合わされていた。

28年4月1日より実施された「学部長選考基準」によると、学部長選考は任期満了か学部長辞任か欠員の場合に教授会が行い、教授、助教授、講師による第1次選挙によって教授中より3名の候補者を選出し、教授による第2次選挙によって第1次選挙で選出された3名の候補者より1名を選出する、というものであった。

5月14日の協議会において学部長選挙は5月29日と決定された。この時点における各学部長は、医学部佐々木宗一、薬学部藤田穆、工学部柳本武、理学部松本唯一、教育学部内藤匡、法文学部原田敏明の各教授であった。公選の結果、医学部、薬学部、工学部、教育学部はそのまま変わらず、理学部長には遠藤誠道氏が、法文学部長には河原畑正行氏が当選し、28年7月1日付で発令された。

4. 附属図書館長・病院長・体研所長の公選

(1) 附属図書館長の選挙

25年2月21日付で初代図書館長であった原田敏明教授が、同年5月10日付で法文学長に就任したため、翌26年新たに図書館長が選出されることになった。4月12日の協議委員会において法文、教育、理、医、工の各学部より推薦があり、この中からいかにして候補者を決定するか種々論議された結果、図書館評議会に諮り決定することになった。5月31日理学部小山準二教授が推薦され、協議委員会はこれを了承し、同日付で第2代図書館長が決定された。

28年8月1日の評議会設置と共に、学長、学部長、体研所長、病院長の公選が選考基準として制度化されて行ったが、図書館長の選考については26年度の方法がそのまま踏襲された。

第3代の図書館長選出について28年7月23日の協議会（協議委員会）において、任期満了に

伴う後任者の推薦が薬学部を除く5学部より行われた。学長より、候補者の選定は図書館評議会に諮問し、協議会において決定してはどうかという提案がなされた承された。別室において直ちに図書館評議会が開催され、図書館長後任者の推薦について話し合われた結果、地理的条件から医、教育（この時点では京町にあった）薬学部を除き、候補者を現館長を加えて4名に縮小し、その中から経歴、図書館運営の面より適任と思われる2名を推薦することになった。再開された協議会において、図書館評議会より推薦された2名の候補者について投票により決定を行うことになり、その結果松本唯一教授が当選し、28年8月1日付で第3代附属図書館長に任命された。

（2） 病院長の公選

医学部教授会において病院長選考基準案が決定されたのは29年2月18日であった。学長宛にこの案を提出したところ、30年8月4日、学長より再審議の上提出願いたい旨の返事があった。医学部教授会では9月28日、この基準案について再審議を行ったが、その選考の方法は、第1次選挙において医学部及び医学部附属病院に在職する専任の教授、助教授、講師、助手ならびに病院勤務事務官、技官により投票を行い、これによって選ばれた3名の候補者の中から教授のみによる第2次選挙において1名を選出し、これを学長に報告する、というものであった。

学内では、第一次選挙に事務官を参加させることには賛成できないという反対意見があったが、病院長は薬局および事務局に密接な関係があるから遊離しては院長の職務遂行に困難であるとの意見が提出され、投票の結果原案どおり学長に回答することになった。この基準案は昭和30年12月1日付で決定施行されることになった。

この基準の施行時まで病院長はすでに四代目を迎えていたが、31年3月31日の橋原病院長の任期満了につき公選が行われ、勝木司馬之助教授が5代目の病院長に就任した。しかし任期半ばに達せずして勝木病院長は転出し、同年12月16日付で長野祐憲教授が6代目の病院長に就任した。

（3） 体研所長の公選

協議委員会において、熊本大学体質医学研究所長選考基準が提案通り採決されたのは28年5月14日であった。（4月1日施行）その内容は、まず専任の教授、助教授、講師によって行われる第1次選挙において研究所の教授の中から候補者を選出し、第2次選挙によって、1次選挙で選ばれた2名の候補者から1人を選出するというもので、教授会はその結果を学長に報告し、学長がこれを選考することになっていた。所長の任期は2年で、再任を妨げない規定であった。

体研では大学発足時から、竹屋男綱教授が初代所長に任命されていたが、この基準の適用による選挙の結果、竹屋男綱教授が公選された。

5. 評議会の設置

(1) 評議会の設置まで

昭和28年4月22日付文部省令によって、「国立大学の評議会に関する暫定措置を定める規則」が通達された。これに基づいて本学の最高議決機関であった「協議委員会」は、28年5月1日「協議会」と改称され、8月1日の協議会委員の改選と同時に評議会に切替える、という方針が決定された。6月2日の協議会において「評議会規則」の作成について話し合いが行なわれ、事務局でまず規則案を作成し、6月25日、これを組織委員会で検討し、7月9日の協議会で決定することになった。7月9日の協議会において、組織委員会より提出された「熊本大学評議会規程案」が審議されたが、評議会構成員について附属図書館長と病院長を評議員とするかどうかで議論がわかれ、両者についての部分は「評議会において認めた重要な職にある職員」と修正されることになった。

新たに採択された評議会規則によると、評議会は、(1)学長、(2)各学部長、(3)各学部にて選出した教授各2人、(4)附属研究所長、(5)評議会において認めた重要な職にある職員、によって構成され、学長および評議員の3分の1以上の請求によって招集され、学長の諮問に応じて、(1)学則その他重要な規則の制定改廃、(2)予算概算の方針、(3)学部・学科その他重要な施設の設置廃止、(4)人事の基準、(5)学生定員、(6)学生の厚生補導および身分、(7)学部その他の機関の連絡調整、(8)その他大学の運営に関する重要事項を審議し、評議員3分の2以上の出席により過半数の賛成によって議決とする、ものとされた。

一方、新評議員の選出も各学部において進められ、7月23日には文部省へ内申された。28年8月1日熊大評議員が正式に発令され、8月13日、第1回評議会が招集された。議事に先だち議長より、「評議会は各学部の代表でもなく、利益代表でもない、大学の管理機関であるので大学全体のことをお考え願いたい」との挨拶が行われ、従来学部単位に座っていた議席を抽籤によって決定した上で、議事が開始された。

(2) 施設委員会、組織委員会

第1回評議会において、施設・組織の両委員会を評議会に付設することが提案された。これに関連して評議員の中からこれまでの協議会、学部長会議、両委員会のあり方について、「協議会は漠然としていた。例えば学部長会議で重要なことが決まって、協議会では形式的な感があった。」「委員会の委員には学長は入ってもらいたくないと思う。これは委員長を決めてやるべきである。」、という意見が述べられ、評議会がコントロールできるような委員会を置くことが了承された。

直ちに各学部選出評議員12名によって施設委員6名、組織委員6名が選出され、両委員会の委員長は各委員会委員の互選によって決められることになった。9月10日の第3評議会において、両委員会の委員長が決定された。

6. 事務機構と予算

(1) 事務局の組織と機構

24年5月31日の熊大設置認可に伴って、初代事務局長として前熊本師範学校文部事務官美作小一郎氏が任命された。事務局長の選考については、創設準備に当たった教官からという声もあったが、事務職員側の意向に基づき美作氏の推薦となったのである。翌6月1日より事務局を医学部に置いて創設事務が開始され、6月9日熊本大学設置準備事務局（学校関係では熊本工専内に事務局が置かれていた）は終了した。

6月1日「熊本大学分課規程」及び「事務分掌規程」が制定施行され、事務局には庶務課（庶務係、文書係、調査係、人事係、渉外係）、会計課（総務係、司計係、出納係、用度係、管理係）、施設課（企画係、営繕係）の3課が設けられることになった。各学部の事務組織も同様である。6月30日庶務課長、会計課長の発令を皮切りに、7月1日付で事務局、学生部、各部局の事務長、各係長が発令された。（施設課長の発令は7月15日）

熊大発足に当って新しい事務機構を担うこれら事務スタッフは、どのようにして編成されたのであろうか。これを考える資料として、元理学部教授大原英一氏が保存されていた「本部・部局係長に関する調べ」と題する書類があるので、それに課長及び事務長を加えて示す次の通りである。（この表の作成に当っては美作小一郎、荒木信義、有田文雄、牧奈良市などの各氏に加筆・修正していただいた。）この中に見える係長は正式の発令者とは1人だけ異なるが（理学部の会計係長候補村上敏行氏は本人の希望により保留となり、後藤井耕一氏が会計係長心得として発令になった）、24年7月1日の係長発令に先立って検討された「配置転換案」だったと思われる。

区	分	氏名	年齢	級別	現職
庶務課	課長	古閑文夫			医大 監査掛長
	庶務係長	小野哲雄	47	8級10号	工専 企画主任
	文書係長	宮原繁人	34	8級2号	医大 出納掛長
	人事係長	網田利明	33	8級6号	医大 秘書掛長
	調査係長	岡田朝彦	43	9級2号	医大 厚生掛長
	渉外係長	望月一郎	31	6級8号	五高 厚生課主任
会計課	課長	荒木信義			業専 事務官
	総務係長	田中勝利	45	9級7号	師範 会計課長
	司計係長	松下伍喜	34	7級2号	医大 司計係主任
	用度係長	宇野保喜	41	7級6号	師範 用度掛
	出納係長	井義人	48	9級10号	工専 会計主任
	管財係長	宮崎軍平	49	9級8号	業専 会計主任
施設課	課長	襲毛旭			医大 施設課長
	企画係長	寺脇文男			
	営繕係長	古田正治			

区	分	氏名	年齢	級別	現職
補導課	課長	(教官)森田誠一	50	9級8号	文部省新任
	教務係長	富永波留男	49	8級10号	医大教務掛長
厚生課	補導(学生)係長	田中国雄			五高教務課主任
	課長	武田歳太		(8級4号)	工專事務官
図書館	厚生係長	吉岡末雄	45	7級6号	師範庶務主任
	保健係長	吉春義恒	48	8級7号	医大生活掛長
図書館	事務係長	倉岡堯昌			文部省より新任
	司計係長	匂坂幸夫	61	9級10号	工專図書主任
図書館分館	庶務係長	相部国彦	46	8級9号	五高図書主任
	医学部	宮川喬次	54	9級8号	医大図書掛長
医学部	工学部	米村隆	41	7級6号	工專図書課
	薬学部	村田正利	34	6級9号	薬専機械薬品課
教育学部	教育学部	日隈周徳	46	6級8号	師範図書主任
	事務係長	原田実			医大庶務課長
工学部	庶務係長	吉本智	38	8級6号	医大用度掛長
	會計係長	熊谷照雄	31	7級2号	医大出納掛長
理学部	教務係長	園田保	50	8級5号	医大教務掛長
	事務係長	有田文雄			医大会計課長
理学部	庶務係長	日高美智雄	40	7級10号	工專庶務課長
	會計係長	中村伊熊	61	8級9号	工專用度掛長
理学部	教務係長	米村岩雄	37	8級8号	工專教務主任
	事務係長	牧奈良市			五高會計主任
法文学部	庶務係長	千馬富士雄	47	9級7号	青師庶務課長
	會計係長	村上敏行	37	7級5号	工專會計課長
法文学部	會計係長	藤井耕一			医大会計課長
	教務係長	内村尊			五高生徒課長
薬学部	事務係長	中本滝雄			師範庶務課長
	庶務係長	加藤忠喜	62	9級10号	五高庶務主任
薬学部	會計係長	田上時義	40	7級6号	五高會計課長
	教務係長	前田猪馬雄	52	8級10号	五高生徒課主任
教育学部	事務長事務取扱	三原嘉象			五高庶務主任
	庶務係長	三原好泰	61	9級10号	薬専庶務主任
教育学部	會計係長	三好藏	38	7級8号	薬専會計課長
	教務係長	中村津直	56	8級10号	薬専機械薬品係長
教育学部	事務係長	西村豊喜			工專教務課長
	庶務係長	田尻勝	43	8級4号	師範用度掛長
教育学部	會計係長	吉田義男	42	7級6号	師範出納掛長
	教務係長	中田市次	36	6級5号	師範女子部庶務主任

これによって本部係官の構成を見てみると、課長は医大と薬専・工専からであるが、係長は医大、工専、五高、師範、薬専の各前身校から集められたことがうかがえる。また、各学部の係官についてみると、事務長は工学部、法文学部、教育学部において配置換えされているが、係長は理学部を除いて、各前身校からそのまま引き続いて配置されていたことが知られる。

その間の事情について初代事務局長であった美作小一郎氏は次のように述べている。(「熊日新聞」昭54.8.27)

「当時各学部は旧制の学校閥があってよくゴタゴタしてました。特に威勢がよかったのは工学部と法文学部でした。それに比べると事務局は、各学校からの寄り合い所帯でありましたが、よくまとまっていますよ。私が学部のセクショナリズムを打ち破らにゃいかんと考えて、学部ごとの事務長を配置換したのがよかったのかもしれない。実行にはずいぶんと反対がありましたよ。」

このようにして熊大事務機構は発足したのであるが、事務長として創設期の悩みについて美作氏は、「施設が貧弱で研究費など各学部の予算も少なかったこと。学長と一諸に文部省へ出かけては、ずいぶん強硬な談判もやりました。」と当時の状況を語っている。

(2) 予算配分

新制大学の予算問題が本格的に審議されたのは25年度に入ってからであった。6月8日の協議委員会において荒木会計課長より、次のような説明が行われている。

本年度は新旧制の別なく国立学校1本で配分されたので、これをどう配分するかについて研究したがむずかしい問題なので、本省予算（積算）の基礎をみて善処していきたい。

本省の保留分は戦災復興費として10%である。本省では教官研究費という名目で予算をとっている。予算面にこの費目があるが、これは個人教官についての経費ではない。6割が教官研究費として使用され、4割が学部全般運営費として使用される。旧制は講座単位で、新制は教官当りの単位である。

平等配分は近いうちに事務長に示す。その上でこの席で発表したい。決算は5月末日を以て行い、本省への報告は6月末日で、只今係員が整理中である。

これに対して協議委員より、「教官も入れた予算委員会のようなものを作って、事務長と共に各学部2～3名で原案を作成したらどうか」という意見や、これに反対して、「創設期には我々が筋の通る様に、了解できるように事務側で充分にやってもらいたい。我々がソロバンを持ち、研究の貴い時間をこんなことに割く必要はない。事務は事務官の仕事であらねばならぬ」という意見が出され、この両派に別れて議論がなかなかまとまらなかったが、会計課長より1週間の余裕を与えてもらえれば立案するとの申し出であったため、それができなかった時に委員会を作るということでひとまず落ち着いた。

その後6月22日の協議委員会において、学部配当については大体了承されたが、本部関係、その他の予算要求に対してはさらに審議されることになり、予算配分については小委員会を設けて再検討し、その上で協議委員会に提出する、という方針が決められた。それから3か月後の9月14日開催の協議委員会において、昭和25年度の予算配分が次頁のように決定された。

(1) 昭和25年度予算配分案

科 目	法文学部	教育学部	理 学 部	医 学 部	薬 学 部	工 学 部	
職員基本給				論文審査 18,000			
超過勤務手当	430,000	1,221,000	135,000	1,091,000	374,000	660,000	
諸 手 当							
諸 謝 金	11,000	163,000	7,000	23,000	10,000	24,000	
旅 費	255,486	476,113	232,374	432,678	155,334	341,687	
食 糧 費	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	
奨学費補助金		675,000				297,000	
交 際 費							
小 計	726,486	2,565,113	404,374	1,594,678	569,334	1,352,687	
物 品 費	2,103,616	4,924,364	2,616,199	6,808,064	2,041,831	5,193,663	
役 務 費	994,464	2,491,190	1,430,842	4,522,596	1,069,209	3,037,362	
小 計	3,098,080	7,415,554	4,047,041	11,330,660	3,111,040	8,231,025	
合 計	3,824,566	9,980,667	4,451,415	12,925,338	3,680,374	9,583,712	
科 目	図 書 館	学 生 部	共通経費	事 務 局	国立学校 計	大学附属 研 究 所	大学附属 病 院
職員基本給		入試 116,000	104,391,800		104,391,800	2,475,190	20,781,220
超過勤務手当	84,000	103,000	保留 331,000	897,000	5,460,000	102,980	3,804,000
諸 手 当			1,186,200		1,186,200		384,000
諸 謝 金				43,190	281,190	20,000	雑給与 1,765,500
旅 費	31,170	58,869	保留 154,080 赴任 960,000	633,799	3,731,590	240,120	404,000
食 糧 費	10,000			210,140	400,140	7,200	9,828,320
奨学費補助金					972,000		
交 際 費				20,000	20,000		
小 計	125,170	277,869	107,023,080	1,804,129	116,442,920	2,845,490	36,967,040
物 品 費	134,600		748,710	179,280	24,750,327	1,225,360	15,770,610
役 務 費	292,400		499,140	141,280	14,478,483	848,040	3,799,760
小 計	427,000		1,247,850	320,560	39,228,810	2,073,400	19,570,370
合 計	552,170	277,869	108,270,930	2,124,689	155,671,730	4,918,890	56,537,410

(附属病院、雑給与 1,765,500円の内 37,500円は諸謝金)

表中の「国立学校計」の内訳はさらに次のように細別されていた。

(2) 昭和25年度予算対照表

事 項 別			科 目 別	
1	職 員 基 本 給	104,391,800円	職 員 基 本 給	104,391,800円
2	超 過 勤 務 手 当	5,460,000	超 過 勤 務 手 当	5,460,000
3(i)	非 常 勤 職 員 手 当	1,066,200	} 諸 手 当	1,186,200
3(ii)	医 員 手 当	120,000		
4	旅 費	3,731,590	旅 費	3,731,590
5	教 育 実 習 委 託 費	110,000	} 諸 謝 金	281,190
6	学 生 経 費	8,695,660		
7	庁 費	2,000,700		
8	被 服 費	189,540		
9	研 究 費	22,575,000		
10	研究報告出版(医学部)	100,000		
11	図 書 館 費	400,000		
12	農 場 研 究 費(青師)	52,000	} 物 品 費	24,605,340
13	医科標本維持費(医学部)	175,500		
14	土 地 建 物 借 料	32,000	} 役 務 費	14,623,470
15	代 用 附 属 経 費	75,600		
16	寄 宿 舎 費	1,212,000	}	400,140
17	新 制 大 学 設 備	3,188,200		
18	自 動 車 維 持 費	703,800		
19	食 糧 費	400,140		
20	奨 学 費 補 助 金	972,000	食 糧 費	400,140
21	交 際 費	20,000	奨 学 費 補 助 金	972,000
	交 際 費	20,000	交 際 費	20,000
	合 計	155,671,730	合 計	155,671,730

さらにこの予算案作成の基礎とされた文部省の「積算基準」が残っているので、参考のためにそれらの中から学生経費と研究費についてみると次のようになっている。当時旧制度の学生もなお在籍していたので予算配当上も、その分の配当が行われている。

学生経費 8,695,660円

(3) 積 算 基 準

旧 医	4,000円×400人
薬 工	2,600円×505人
師 {本 科	2,000円×485人
	予 科
青 師	1,500円×80人
附 中	1,100円×300人
附 小	350円×760人
附 幼	250円×175人
新 制 大 学	2,200円×2,140人

研究費（本省にて1割留保）22,575,000円

旧制医大					
基礎	1講座当り	386,000円		12講座	
臨床	"	419,000円		12講座	
旧制工専, 薬専					
教授		60,000円	{工	23人	
			{薬	9人	
助教授		30,000円	{工	12人	
			{薬	3人	
旧制青師					
教授		21,000円		5人	
助教授		10,000円		2人	
旧制師範					
教授		10,000円		20人	
助教授		5,000円		12人	
新制大学					
教授	実験	200,000円	非実験	72,000円	
助教授	"	120,000円	"	40,000円	
助手	"	33,000円			

(1)の25年度予算編成は、まず(2)の資料で示された予算額を、(3)の積算基準によって学部毎に配当し、それから本部、学生部、教養部・図書館などの経費として物件費より各学部1割、病院5分、体研1割を供出するという方針で行われたのである。26年度以降、この分配の方法がそのまま踏襲されることになった。但し、物品費・役務費の科目は27年より「校費」として一括された。